

# 形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産

山下直登

はじめに

- 一 輸出産業としての燐寸工業の特質
  - 1 清商資本への従属
  - 2 生産構造の特質
  - 3 燐寸輸出の発展
- 二 三井物産の燐寸工業への進出
  - 1 営業方針と燐寸取扱業の展開
  - 2 燐寸工業への進出
  - 3 東アジア燐寸市場における三井物産の発展
- 三 中国市場における燐寸輸出の展開
- 2 東南アジア市場における燐寸輸出の展開
- 3 三井物産の燐寸取扱業の発展
- 四 形成期日本資本主義における商業資本の存在形態  
— むすびにかえて —

はじめに

一九〇〇年代に確立した日本資本主義は当該時期の世界史的段階に規定されて、産業資本の確立とその独占資本への転化を重層的に展開せしめることとなった。ところが後進資本主義国として自生的発展の脆弱のままに当該時期の世界資本主義体制の一環に定置された日本資本主義は、資本主義的機械工業の基礎たる生産手段・技術そのものを輸入にあおぎ、主要な生産部門を「移植産業」に依存したのである。

このことはその資本蓄積の低位性を補完するものとして、紡績業に代表される軽工業部門の輸出産業としての比重を極めて大きなものとした。しかし、注目されなければならないのは当該時期において、紡績業とは異なった意味において、

重要な輸出産業であった「雜貨業」の存在である。

就中、本稿の分析対象たる燐寸工業はその生産高の八〇〜九〇%を常時輸出していた当該時期における重要な輸出産業であった。すでに一八九五（明治二八）年には、「今や重要輸出品ノ一ト為リ其製造逐年盛昌ニ赴キツアリ」といわれていた燐寸工業は一九〇二（明治三五）年には、その生産高のほとんど全額を輸出するにいたったのである。こうして創業間もなく輸出産業として定着した燐寸工業は明治期を通じて大正半ばに至るまで中国、東南アジア市場へとその市場を拡大し、年々の輸出額は一千万円を超え、「重要輸出品中常に七位乃至八位に位して、マッチ工業は我国重要輸出産業の一として確立した」のであった。

ところで、かかる重要輸出産業であった燐寸工業は、その全過程を清商資本に支配されていたのがその特徴であった。このような斯業における「清商跋扈」の中で、わが国燐寸業者による唯一の「直輸出」をになつていたのが三井物産（以下物産と略称）であった。後に明らかにするように当該時期の燐寸工業に対する物産の取組みは、益田孝の発言にみられる如く、異常なまでの熱意を示しており、「バーマネットノ業」として積極的に取組むことを意図していた。

しかし、物産の斯業への進出は必然的に清商資本との競争を激化させ、物産はそれらとの激しい競争を通じて東アジア市場に積極的に進出するにいたるのである。かかる物産の東アジア市場への進出は同時に国内の燐寸工業の生産過程への物産の積極的介入を生み、そこにまた物産の斯業に対する独占的支配の法則が貫徹するにいたるのである。そして注目されなければならないのは、このような物産の斯業への進出が、清商資本との対抗を通して国際的商品市場との密接な関連のもとに展開されたことである。換言すれば物産は国内燐寸工業と国際市場との結節点に位置したのである。

本稿の課題は、形成期日本資本主義における物産と燐寸工業との関係を国際市場との関連で明らかにしつつ、三井鉱山、銀行とともに三井財閥の重要な資本蓄積基盤であった物産の存在形態を燐寸工業との関連を通して明らかにする

ことにある。

- (1) 第十二次『農商務統計表』（明治二八年）三八四ページ。  
 (2) 小宮山琢二『日本中小工業の研究』一四二ページ。なお一九〇五年八月発行された打田橋三郎編『日本燐寸界名鑑』では燐寸は「重要輸出品の第五位を占め、其販路は南北清一体、英領印度、朝鮮、濠太利、亜米因、比律賓諸島を重なるものとして云々」とのべている（同書四ページ）。

## 一 輸出産業としての燐寸工業の特質

わが国の燐寸工業はその製法技術が明治初年輸入された「移植産業」であるが、その大きな特徴として清商資本への従属があった。本節ではこの点から輸出産業としての燐寸工業の構造的特質についてみておきたい。

### 1 清商資本への従属

一八九九（明治三〇）年、阪神地方の燐寸工業の実態調査をおこなった武田信一は、その報告書において「清商跋扈」の理由をつぎのように述べている。<sup>(1)(2)</sup>

清商が燐寸輸出業ニ於テ此ノ如キ驚ク可キ一大勢力ヲ得タル理由ハ固ヨリ種々ニシテ一々之ヲ数ヘ尽スハ到底予ノ能クスル所ニ非ズ、思フニ神戸開港以來清商ノ貿易ニ従事シタリト云フ点モアル可シ、輸出方法ニ於テ清商ノ我燐寸業者ニ勝ルモノアリト云フ点モアル可シ、支那印度等へ直輸出スル能ハザリシ点モアル可シ、然レトモ最大ナル理由トスベキハ金融事情ニ在ル如シ、元來我燐寸業者ハ前章ニ於テ聊記述シタルガ如ク、多数ノ資本ヲ投ジテ事業ヲ経営スルモノナク、多クハ少許ノ資本ヲ以テ製造ニ従事スルヲ常トス、然ルニ事業ノ性質上金融ノ道杜絶シ製品ノ危険物ナルタメ銀行等へ担保トナスコト能ハズ非常ニ困難ノ位置ニ立テリ、然ルニ清商ハ燐寸貿易ノ利ニ垂涎シ、彼等ノ或者ハ巨額ノ資本ヲ有シテ一時融通ノ方法ヲ為シ得ルヲ機トシ、大度大量ニ資本ヲ貸与シ、以テ商權ヲ自己ノ手中ニ収メントスルニ至レリ、坂神ノ燐寸業者ハ殆百ヲ越ヘントスルモ、其三分之二以上ハ資本ヲ得ルニ苦ミ、種々ノ苦策ヲ廻ラスモノノミ、彼等ハ流通資本ヲ備フル能ハズシテ、清商ノ手ヨリ之ヲ得ルハ勿論、固定資本タル機械類ヲモ購入スル能ハズ、之ヲ抵当トシテ借ルモノ少ナカラズ、甚シキニ至リテハ始メヨリ清商ノ扶助ヲ受ケ其資本ヲ借テ營業スルモノ

アリト云フ（後略）

すなわち、武田はわが国燐寸工業者の清商資本への従属の根拠が、(一)神戸港における貿易業務の清商の支配（燐寸輸出の中心は神戸港であった）、(二)輸出方法において清商が燐寸工業者よりすぐれていること、(三)中国、インド向の直輸出を燐寸工業者ができないこと、(四)金融事情にあるとしている。このうちで清商支配の理由の最大のものとは金融問題であった。すなわち、後に明らかにするように燐寸工業の生産構造の特質として、その零細性があげられるがこのことはその製品の危険性とあいまって、金融上において種々の困難をもたらした。

燐寸工業においては「事業資金ハ一流筋ニアリテハ相当ニ準備シ居レルガ、臨時入用ノ場合に於ケル調達ノ方法トシテハ約手ノ割引、信用借入等ノ方法ニ依ルヲ常トシ、一、三流ノ側ニアリテハ右ノ外原料ノ延買ヲ以テ融通ニ代ヘ、又稀ニ売先ヨリ前金ヲ借入ルル場合ナキニアラズ、而シテ原料ノ延買ハ多ク黄燐々寸ノ製造家ニ於テ之ヲ見ル所ナルガ、是等当事者ハ支那人ト取引スルモノ多ク、豫メ原料屋ニ代金ヲ支払ノ延期ヲ求メ置キ、製品ヲ支那人ニ引渡シ、直チニ現金ヲ收受シタル上之ヲ以テ原料屋ニ支払ヲナスモノニシテ、薄資者ノ経営ニハ頗ル便法<sup>3)</sup>」といわれるように金融問題において極めて不安定であった。経営の零細性と製品の危険性から、一部の大資本を除いて燐寸業者は銀行からの融資をうけることが困難であった。そのため燐寸業者はそれを清商に求めたのである。ここにわが国燐寸工業に対する清商資本の支配の最大の理由があった。すなわち、清商は資金欠乏に悩む燐寸業者に対して製品引当の前貸金融をおこない、その製品一手販売権を獲得し、燐寸販売の独占権を確保するとともに、その生産過程をも支配していくのである。

こうして、一方における燐寸工業への資金提供者として、他方においてはすでに確立された流通（貿易）機構の占有者としての清商のわが国燐寸工業に対する支配が貫徹していくのである。

第一表は一九〇八（明治四一）年における燐寸輸出業者を国籍別にみたものであり、第二・三表は時期的には若干ず

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第1表 国籍別輸出業者数（明治41年3月）

	大阪	神戸	計
華商	85 <sup>人</sup>	54 <sup>人</sup>	139 <sup>人</sup>
欧米印商	0	33	33
日本商	49	9	58
計	134	96	230

出所) 明治41年3月『重要輸出品要覧』(後編)。

第2表 神戸における燐寸取扱商（明治37年8月現在）

怡生号	東源号	裕貞	洋
イサボイ商会	タタ商会	詳隆	号
パウデン兄弟商会	ニーロツブ商会	捷勝	号
米國貿易商会	復興号	聯昌	盛
同盛祥号	公和号	文發	源
捷徳号	テラカンブ商会	源源	号
怡和号	陳歩雲号	天生	正
イパニー商会	利興成号	黄同	興
ベツカー商会	広同生号		
同孚泰号	合昌号		

出所) 打田橋三郎編『日本燐寸界名鑑』15ページ。

第3表 大阪における燐寸取扱商（明治37年8月）

益東	豐順	館泰	聖同	源泰	成和
西豐	公泰	順仁	西万	盛豐	永泰
中双	盛成	恒泰	義義	昌	信豐
広復	徳	源泰	万裕	成	棧棧
永源	豊	恒復	豐王	慎	裕堂
長成		東	三井物産	合名会社	

出所) 打田前掲編書20ページ。

れるがその中の有力な外商を示したものである。怡和号、怡生号、タタ商会、イサボイ商会等の当該時期のわが国貿易上に勢力をもっていた外商の多くが、斯業においても支配的であったが、なかでも清商資本の勢力は最も大きかった。このように「燐寸輸出ノ大部分ヲ占ムル坂神二港ニ於テハ、其輸出ハ十中八九清商ノ手ニ由テ經營セラレ、輸出ヨリ得ル利益ハ皆清人ノ占ムル所ト」<sup>(4)</sup>なり「燐寸業發達ノ必要ヲ悟リ大ニ之ヲ擴張セント欲スルモ、商權清商ノ掌中ニ在リ、左右掣肘ヲ蒙リ為メニ事ヲ為ス能ハザル」という「清商跋扈」の状況が明治期を通じて支配的であった。それでは、かかる清商の燐寸取引が具体的にどのようになおこなわれていたのかという点について次にみておこう。

一九〇四（明治三七）年八月発行された打田橋三郎編『日本燐寸界名鑑』は、その燐寸輸出の状況を次のようにのべている。長文であるが実態をよく示しているので引用しておきたい。<sup>(6)</sup>

商品取扱者を分つて同業組合、仲次業者、貿易商、卸売業者、小売業者の五とするを得べきが当地（兵庫―引用者注）に於いて燐寸を取扱ふ貿易商は三井物産会社の直輸出を除く外は多く支那人にして、其従業の久しきと共に有力なるは十二番の怡和号、三十番の怡生号、十四番の同孚泰、百番の利興成等にて、之れが注文の大部分は随つて清国向なり。而して貿易業者と製造業者との普通取引の方法は、仲次又は貿易業者より注文をなすを通例とすれど、地方不便の製造所に在りては商館に至りて見本を提供して其注文を求むるを常とせり。尤も後者に依つて契約をなす場合には、商標に重きを置くが故に商標見本に依つて直段を定め、或は買受者より製品に貼用すべき商標を指定し品質を選択して契約することあり、例えば、怡和洋行の如く自己の主義を商標となすも、要するに契約には口約と証書の二種あれど何れの方法に依るを問はず手附金を徴すること殆んど稀なる上、取引相場は互いに引渡期限までの変動を予想し一噸を単位として直組を為すものとす。

這は安全燐寸の如き原料優等のものは契約期間内（売買契約成立の時より製品全納に至るまでの間を概ね一ヶ年とす）に品質の変動することなきも、黄燐々寸にありては原料劣等なるに加へて製造法も亦た比較的粗雑なる為め時日の経過する間に稍もすれば異状を来すを以つて、其契約期間も随つて短縮され、長期たるも六月を超ゆるなきより、又た甚だしき異常を呈せず、仮定異状あるも此上讓歩せざるを以つて通例とせり、然れども價格の非常に高低を生ぜし時は事情の許す限度に於いて相互好意上幾分の酌量を諾す場合なきにあらず。

次に雑費負担方法は荷造賃、引渡地に至る運賃、問屋庭置料等は製造家これを負担し、関税、税関手続、船賃及び輸運賃等は買受人負担に属すれど特別の契約は此限にあらざること無論なり。

兎に角く如上の外何等情弊の存するなくんば実に徳義取引の頂上なるも近時燐寸業者の百尺竿頭一步を進めて直接輸送を開始せんことを望むの聲漸く高きを見る所以のものは蓋し根拠なくして可ならんや、即ち売買契約の成りて製品引渡の際までには場所と時日の相違あれど買受人の査閲を経るものなれば契約当時の見本より品質の劣るべきことなきにも拘はらず、恰も取引せんとする場合に及びて種々なる口実を設けて之れが取引を肯せざることあり。而して此場合は多く為替相場の変動乃至燐寸價格の高低を生じ買受人の損失甚だしき時なれば彼らの心術略ぼ察するに難からずと雖も製燐家の規模狭小なる為め之れを拒絶せん乎、忽ち資金の融通を書し、空しく商品を擁して次の顧客を待たざるべからざるより痛苦を忍びて之に応ぜり、尤も斯る不徳手段は適ま信用薄

き商人の側に見るのみ、殊に屢々あるにあらざれど、要するに比弊害は直輸出の開けざる結果なるが、尚ほ取引上の習慣としては等商人は店口錢てふ名義の下に売買価格百円に付、金五拾錢（貿易五厘金―引用者注）を控除し、其他外商は契約金額は全部支払ふも店員の謝儀として百円には、凡そ毫円を控除する（一分金―引用者注）等のことあり（後略）。

燐寸輸出の実態と清商と燐寸業者との関係をあますところなく伝えている。

わが国燐寸輸出において清商への従属を最も端的に示すものとして商標問題、「貿易五厘金」、「一分金」などの制度があつたが、ここでは商標問題についてみておこう。

燐寸貿易は「燐寸ノ輸出ニ非ズシテ商標ノ輸出ナリ」といわれるほどに、商標に対する信用の獲得が輸出を左右する重要な問題であつた。すなわち、輸出燐寸に対する需要は品質の良否、価格の高低よりも商標に対する信用によって左右された。従つて、一度、信用をおとした商標はその販路を閉ざされ、逆に信用を得た商標は市場を拡大することができた。それ故にまた、信用ある商標に対して類似商標をつくつてその市場を妨害するという同業者の競争も激しかったのである。

輸出燐寸の商標は普通、燐寸業者が数十種を案出し、清商にはかつて決定したものを異標同質の商品として貼付し、輸出したものであるが、その中、一―二種が信用を得るにすぎず、製造業者はこの信用を得た商標を売り拡めるために品質を精良にし、価格を低廉にした燐寸を製造するのである。しかし、このようにして信用を得た商標もその輸出にあつたては取扱清商の名前が記入されるのみで、製造業者の名前が書かれないなどの極めて従属的なものであつた。そのため製造業者はその商品を他に売渡すことができず、また独立して直輸出することもできなかった。その結果、清商は製造業者に価格の引下げを要求するなどの行為をおこなつたのである。これに対して、燐寸業者は低廉な原料を使用することによって、それに対応するのであるが、その結果は品質の悪化による信用の失墜という矛盾をもたらすことにな

ったのである。

このように、わが国燐寸工業が輸出産業としてもつ諸矛盾の解決策として直輸出問題があった。しかしながら、流通資金さえ清商の前貸金融に依存するという零細業者の多いわが国の燐寸工業では燐寸の直輸出は不可能であった。

ここにすでに創立以来、東アジア各地に積極的に進出していた物産と燐寸業者の結びつきの一つの根拠があったのである。すなわち、わが国燐寸業者の燐寸直輸出にない手としての物産の存在は、清商従属のわが国燐寸工業の自立化を促進するものとして期待されることにもなったのである。

- (1) 燐寸工業の濫觴については『明治工業史』化学工業篇 九四三ページ以下参照。
- (2) 武田信一『坂神輸出燐寸業調査報告』 九六ページ。
- (3) 日本銀行調査局編『日本金史資料』明治大正編第二十四卷 三一九ページ。
- (4) 武田前掲書 九一ページ。
- (5) 同右 九八ページ。
- (6) 同書 四四～五ページ。
- (7) 武田前掲書 七四ページ。

## 2 生産構造の特質

わが国燐寸工業の構造的特質を結論的にいうならば、生産過程における技術的簡易性とその細分化、低賃金にもとづく労働力編成、有力な輸出商品としての国際商品市場との結合、生産資本に対する商業資本の優位と、これらを規定するその生産構造の零細性をあげることができよう。以下、生産構造の特質について若干言及しておこう。

燐寸製造過程は軸木製造、小箱製造、燐寸製造作業の三分化工程からなる。軸木製造工程の基礎は原料たる白楊樹の確保にあり、燐寸工業の創業の初期における軸木生産が原料生産地たる東北、北海道地方に集中していたことはこのこ



とを示している。一八九八（明治三一）年の北海道における軸木生産額は五四万六五七三円余であり、六〇余個所の工場の資本金合計は二七万〇四七八円であったが、その中、資本金一万円以上の会社は七、そのほかは千円以上の資本であり、最も小さなものは一三〇円というものであった。<sup>(1)</sup> その零細性を示している。

軸木製造工程は伐採、剝割、截刻、乾燥の四工程であるが、その製造過程はさらに細分化されており、切断から荷造まで八過程を含んでいる。<sup>(2)</sup> また製軸職工の賃金は内地向軸木の木挽、ムキ、キサミの三職工のうち、平均一日の取高はそれぞれ五〇銭、約四五銭、六〇銭であり、<sup>(3)</sup> 低賃金労働をその特質としている燐寸工業において、他の工程におけるそれに対して比較的高いものであったといえよう。

次に、小箱製造業についてみれば、燐寸業者が原材から買入れ箱素地を造り、小箱を製造することは少なく、箱素地を買入れ、自ら職工を雇入れ箱を造り、紙及び商標を張るか、工場外にこれを出し、近隣の貧民にこれを張らせるかの二方法がとられていた。

大阪、兵庫の燐寸工業の発達した地方では、主に請負方法によって小箱製造から小箱貼付、商標貼りを請負わせることが一般的であった。しかし、製函業者は資本薄弱のため燐寸業者に従属するのが普通であった。そのため一八九八（明治三一）年十二月には神戸において、小箱製造業者が燐寸製造業者に対峙し、職工の誘拐を禁止、斯業の発展をはかるを目的として、「兵庫県燐寸小箱及素地製造同業組合」を結成したが、製函業者は「燐寸業者ノ雇職工タル如キ」隷属性は克服されなかった。

また、製函職工の賃金は神戸市内の職工のうち、一日男工四〇銭、女工十八銭であり、小箱貼付は「細民ノ内職」の場合、一日八〜九銭から十六〜九銭が普通であった。<sup>(4)</sup>

次に、燐寸工業の基幹工程たる燐寸製造工程についてみておこう。燐寸製造工程は軸揃え、軸並、タタキ、パラフィ

第4表 職工数別燐寸工場規模（明治42年12月31日現在）

職工数 工場数・比	職工数						1000人 以上	合 計
	5～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～499 人	500～999 人		
工場数	7	57	25	47	55	1	0	192
百分比(%)	4	30	13	24	29	1	0	100

出所) 農商務大臣官房課編『工場統計表』(明治42年) 7～38ページより作成。  
 百分比は小数第1位4捨5入。

第5表 主要燐寸会社規模別比較（明治29年現在）

会 社 名	資 本 金	工場数	職工数
大阪製燐株式会社	5万円	3	1,710人
大阪燐燐株式会社	25万円		500
大阪燐寸株式会社	5万円		300
日本燐寸合資会社	不 明		260
公 益 社	個人経営	4	1,460

出所) 押川一郎ら編『中小工業の発達』132～3ページより作成。

ン塗、葉附、乾燥、小箱商標貼付、箱詰、横葉塗抹、検査、包装の十一工程があり、就中、軸並作業こそ燐寸製造工程のキイ部門をなすものであった。従って軸並作業における技術的發展が、燐寸工業の發展を左右するキイポイントとなったのである。蓋し燐寸製造機械の変遷は軸排列機械の沿革を舒すれば「(6)」といわれるゆえんである。しかし、第四表からも明らかなように燐寸工業は大部分は中小工業であり、一九〇九(明治四二)年の段階においても百人未満の職工をもつ工場が全体の七〇%を占めている。时期的には若干ずれるが一八九六(明治二九)年の段階における主要な燐寸製造会社の経営規模をみたものが第五表である。これらの諸表からも明らかなように、わが国燐寸工業は少数の比較的大規模な企業とそれ以下の群小の中小規模経営からなりたっていることがわかる。

その結果、燐寸工業の基幹作業工程たる軸並工程の機械化も足踏機械が支配的であり、ドイツ式機械の使用は明治期においては支配的たりえなかったのである。このような燐寸工業の技術的簡易性はその労働力編成をも規定することにもなった。燐寸工業が大阪、兵庫を中心に発達した理由の一つに低廉で豊富な労働力の存在があげられる。すな

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第6表 男女職工数別燐寸工場数

年次	製造 戸数	職		工
		男	女	計
明治31年	264 <sup>戸</sup>	5,442 <sup>人</sup>	14,466 <sup>人</sup>	19,908 <sup>人</sup>
32	278	5,203	14,026	19,229
33	289	5,228	12,863	18,091
34	261	5,656	16,504	22,160
35	244	4,977	15,064	20,041
36	251	6,294	14,592	20,886
37	219	6,070	15,835	21,405
38	254	5,768	18,761	24,529
39	250	5,468	18,721	24,189
40	257	6,942	16,773	23,715
41	213	4,878	11,828	16,706
42	214	5,288	12,663	17,951
43	203	4,998	12,981	17,985
44	195	4,635	11,742	16,377
大正1	189	4,560	11,819	16,379
2	189	4,907	11,628	16,535
3	181	4,001	11,663	15,664

出所) 第24, 36, 37次『農商務統計表』より作成。

第7表 年令男女別職工数 (明治42年12月31日現在)

	男 工	女 工	計
20歳以上	2,251 <sup>人</sup>	4,681 <sup>人</sup>	6,932 <sup>人</sup>
16~19歳	1,052	3,060	4,112
14~15歳	729	2,016	2,745
12~13歳	533	1,391	1,924
12歳未満	198	891	1,089
計	4,763	12,039	16,802

出所) 『工場統計表』(明治42年) 41ページより作成。合計が第6表における数値と一致しないのは統計作成時の違いに起因するものと思われる。

わち、その生産過程における技術的簡易性にもとづく家内工業的生产形態は、その労働力を婦女子、老人、幼児労働力に依存させ、斯業をして「典型的な『慘苦の茅屋』たる問屋制度的家内工業」形態をとらせることになったのである。

第六、七表は燐寸工業の労働力構成を男女職工別、年令別からみたものであるが男工に比べて女工の圧倒的な優位と、二十才未満労働とくに十五才以下労働の比重が高いことが指摘される。これらの労働力構成は、時期的にも地域的にも同一傾向を示しており、燐寸工業全般を貫徹する基本的特徴である。換言すれば、燐寸工業における労働力構成の特徴は家内労働に依存する生計補充的婦女老幼労働であったといえよう。<sup>(8)</sup>

これは燐寸工業が、他の工業に比べてその製造技術が簡易で、「製品、品種はほんらい単一で、ただ意匠や形状が異なるだけ」<sup>(9)</sup>で、「技術的に労働と機械の組み合わせ（生産函数）がいくとおりもあって競争条件からみて、高度技術をもちいる高度機械化生産が必ずしも絶対的優位をもつとはかぎり」<sup>(10)</sup>ないという斯業のもつ技術的特質に規定されたものといえるだろう。

燐寸工業は、その「製造組織が個々分業して整一せるは各種の工業中燐寸工業の如きは多からざるべし」<sup>(11)</sup>といわれるほどに、その作業工程が細分化されていることはすでにみたところであるが、その労働も請負職工、常備労働、家内労働等の諸形態があった。今、それを軸木製造部門についてみておくと、そこでの労働形態は職人的労働であり、明治期を通じてこの作業もほとんど手作業であったがその内容は多様であった。例えば一九〇四（明治三七）年五月に発足した「神戸市燐寸軸木職工組合」は木挽、剣、刻軸および把結などのすべての職種を含んでいたが、その中心たる剣職は製軸業者から仕事を請負い、選抜女工には自己の計算で請負代金のなかから支払う親方職人であり、刻職や把結などは工場労働者であるという変則的な組合であった。<sup>(12)</sup>このような燐寸職工の労働状態を示したものが第八表である。

第8表 燐寸職工労賃及び労働時間（明治42年12月31日現在）

	職工1人1日ノ賃銭				労働人夫		1ヶ年 間就業 日数	平均 1ヶ月間 休業日数	1日就業時間		1日休憩時間		
	14才以上		14才未満		男	女			計	普通ノ 場合	徹夜ノ 場合	普通ノ 場合	徹夜ノ 場合
	男	女	男	女	男	女			計	時間	時間	時間	時間
大阪府	41銭	24銭	18銭	15銭	35人	5人	40人	304日	4日	11.0	—	2.0	—
兵庫県	40	21	15	10	118	58	176	302	4	11.0	—	1.0	—

出所)『工場統計府集別表』(明治42年)146・152ページより作成。

この表からも明らかのように、燐寸工業における労働条件はその技術的簡易性ともあいまって、基幹産業部門におけるいわゆる半隷奴的賃金労働（鉱山における納屋制労働、紡績業における寄宿舎労働）に比較すると、その肉体消費度においてははるかに軽度ではあったが、その低賃金労働の法則はここにも貫徹しているのである。

それは、燐寸工場の多くが都市の町端に集中していることと密接に関連している。すなわち、燐寸工業の労働力の供給源はいわゆる「都市貧民」であつた<sup>(13)</sup>。その意味で斯業における主要な労働形態は大都市の「貧民」の婦女老幼労働に基礎をおく生計補充的労働であつたといえよう。

かくして、わが国燐寸工業の構造的特質は、少数の大規模資本とその他の中小規模の群小資本の二重構造と、婦女老幼労働に基礎をおく生計補充的労働形態にあるといえよう。

- (1) 武田前掲書 二一ページ。
- (2) 詳しくは同右三三ページ以下、及び古郡良介『燐寸業取調報告』参照。  
なお小宮山前掲書ではこの工程を九工程に分けている（同書 一五六ページ）。
- (3) 武田前掲書 二九ページ。
- (4) 以上については同右 三八～四一ページ参照。
- (5) 同右 六一～九ページ。なお小宮山前掲書も十一工程に分類しているがその内容は若干異なっている（同書一五四～五ページ）。
- (6) 前掲『明治工業史』化学工業篇 九六五ページ。
- (7) 山田盛太郎『日本資本主義分析』 四八ページ。
- (8) この点についての詳しい分析は例えば横山源之助『日本の下層社会』（岩波文庫版） 一八九ページ以下参照。なお、小宮山 燐寸工業の労働機構として(1)女工及び幼年工の比重、(2)マッチ女工型の表出、(3)労働力の浮動的性質、(4)生計補充的労働、(5)賃金水準の最低、(6)大都市スラムの連繫をあげている（小宮山前掲書 一七五ページ以下参照）。
- (9) 藤井茂編『マッチ工業構造論』 六ページ。

(10) 同右 六ページ。なお前掲『明治工業史』化学工業篇ではわが国における燐寸工業が手工業乃至家内工業として発達した理由を(イ)統一なき生産的分業、(ロ)豊富で低廉な労働力の存在の故に機械工業として巨額な資本と不廉なる金利の支払による採算上の不利益、(ハ)海外販路の広大さのために需要地における嗜好の相異とそれによる燐寸の種類の種類多性と製造者の競争激化が機械化を不利にしたこと、(ニ)手工業作業の日本人労働への適応性をあげているが(同書九六四～五ページ)、何よりもその製造過程における技術的簡易性をあげることができる。

(11) 横山前掲書 一三四ページ。

(12) 藤井前掲編書 一九一ページ。

(13) この点については横山前掲書において大阪のスラム名護町を中心とした分析がある。

### 3 燐寸輸出の発展

前節において明らかにした生産構造をもつ燐寸工業は、創業間もなく輸出産業として定着した。第九表は当該時期におけるわが国燐寸生産高を、その輸出高との比で明らかにしたものであるが、ほとんど累年その生産高の八〇%以上を輸出しており、輸出産業としての斯業の性格を明確に示している。

燐寸生産は、地域的には全国的に散在しているが、輸向燐寸の生産はそのほとんどが大阪、兵庫(とくに神戸を中心とする)の二府県に集中していた。従って、輸出産業としての斯業の諸特徴を明らかにするには、この二府県のそれを明らかにすれば足りる。

第一〇、一一表は一九〇一(明治三四)年末の大阪における燐寸工場の実態を示したものであるが、小規模経営が多く、また機関も三個一〇馬力にすぎなかった。大正初年の段階でも、大阪では大阪公益合資会社(資本金二〇万円)が最も大きな経営であり、それ以外は小規模経営であった。また大阪では黄燐燐寸の生産が中心におこなわれていた。

一方、「化学工業中の燐寸は神戸市の誇るべき伝統的産業として最も古き沿革を有し、本邦輸出燐寸の中心をなし、よくスエズ以東の市場を独占するの発展」<sup>(1)</sup>を示していた神戸においては、五十余名の製造業者中、個人経営四三、会社組

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第9表 燐寸産出及輸出累年比較

年	内 国 産 出			外 国 輸 出			産出百分比例	
	数 量	価 額	一哥ニ 付価額	数 量	価 額	一哥ニ 付価額	内国 在留	外国 輸出
	哥	円	円	哥	円	円	%	%
明治30年	24,038,960	6,548,492	0.272	19,358,146	5,641,993	0.289	19	81
31	22,226,289	6,445,164	0.290	22,078,362	6,273,949	0.284	1	99
32	25,647,725	5,871,506	0.229	19,628,134	5,890,666	0.300	23	77
33	21,354,801	5,886,388	0.275	19,317,994	5,760,869	0.298	10	90
34	32,901,319	9,266,689	0.280	24,990,621	7,392,869	0.298	24	76
35	27,400,508	8,608,571	0.314	27,290,831	8,169,966	0.299	—	100
36	32,392,739	9,872,591	0.305	28,628,869	8,473,072	0.296	12	88
37	35,301,434	11,745,646	0.333	33,290,631	9,763,860	0.293	6	94
38	38,842,947	12,219,573	0.314	37,706,025	10,360,762	0.275	3	97
39	54,802,293	15,516,980	0.283	38,618,512	10,915,905	0.283	30	70
40	57,125,761	15,078,132	0.264	33,572,100	9,446,532	0.281	41	59
41	39,397,680	10,741,886	0.273	33,873,964	9,468,602	0.280	14	86
42	49,972,039	14,058,963	0.281	41,407,083	11,625,185	0.281	17	83
43	49,947,215	12,610,503		38,188,795	10,389,666		24	76
44	43,948,327	12,203,608		37,445,323	10,072,886		15	85
45	52,845,232	14,147,369		44,871,921	12,043,784		15	85
大正2	51,731,010	14,188,133		44,009,247	11,864,514		15	85
3	49,050,229	15,545,855		39,522,988	11,052,254		19	81

出所) 第22次, 第26次, 第31次『農商務統計表』より作成。

注) 1哥(グロス)は4箱である。

第10表 大阪における有力燐寸会社（明治34年末）

会 社 名	創 立 年 月	資 本 金	同 払 込 金	積 立 金
大 阪 燐 寸 電 光	明治29年2月	60,000 <sup>円</sup>	60,000 <sup>円</sup>	—
大 阪 燐 寸	29年3月	32,000	12,800	—
鶴 鳴 合 資 会 社	31年7月	1,500	1,500	—
日 本 燐 寸 合 資 会 社	25年8月	5,000	5,000	—
沖 鹿 燐 寸 合 資 会 社	33年12月	12,000	12,000	—
計		110,500	91,300	—

出所) 大阪府編纂『大阪府誌』第2編457ページより作成。

第11表 大阪府下工場数及び職工数

年	工場数	職工人員	原 動 力	
			機関数	公称馬力
明治20年	16	2,880		
21	17	3,033	1	3
22	19	2,954		
23	21	3,638		
24	22	3,901		
25	21	4,017	1	4
26	22	4,914		
27	29	4,980		
28	31	5,942	1	6
29	31	4,302		
30	29	4,934		
31	27	3,421		
32	25	3,217		
33	33	2,323	2	9
34	43	4,977	3	10

出所)『大阪府誌』第2編458ページ

には輸出額がはじめて一千万円を越し、一九〇九(明治四二)年以降累年一千万円を越すにいたるのである。また、その輸出先は上海、天津をはじめとする中国の開港場を中心に、北清地方、香港、台湾地方と、シンガポールを中心とする東南アジア市場へと拡大されていくのである。

織十一であったが、その中の最大のものは日本燐寸製造株式会社(資本金百万円)(日本燐寸株式会社ともいう——引用者注)であった。神戸においては安全燐寸の生産が主におこなわれていたが、とくに黄燐々寸の製造禁止や日清戦争による清商の大阪からの移住や帰国によって、一九〇〇年代には、わが国燐寸工業の中心は神戸を中心とする兵庫地方に移っていった。とくに、東アジア市場への輸出の積出港をもつ神戸はその中心として発展していくのである。

こうして、一九〇五(明治三八)年



第12表 神戸港輸出国別磷寸数量及び価格

明治	三十二年		三十三年		三十四年		三十五年		三十六年	
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
香港	7,596,550	2,437,020	7,256,000	2,648,557	8,083,310	2,992,992	9,128,000	3,522,000	9,562,447	3,665,189
上海	2,867,600	849,812	2,867,600	642,110	3,201,675	959,821	2,954,350	1,006,275	4,682,390	1,500,891
芝罘	1,669,850	417,717	1,452,900	377,255	3,033,950	774,621	2,941,750	748,114	2,242,850	533,059
新嘉坡	1,303,650	414,318	1,330,450	455,044	1,709,200	59,312	1,694,900	618,941	2,165,600	787,572
天津	1,658,600	415,106	1,092,150	289,272	1,653,200	423,592	2,542,150	649,765	1,675,150	392,765
孟買	1,141,400	327,842	1,225,200	350,761	975,400	274,784	491,250	147,409	718,250	210,248
カルカッタ	241,850	73,826	524,050	170,123	572,500	187,410	510,200	178,830	614,850	212,102
牛莊	88,600	22,150	144,200	38,426	351,650	89,454	361,700	94,410	238,450	60,286
蘭貢	40,400	12,524	8,750	2,725	75,600	26,642	150,450	53,279	212,050	74,303
厦門	107,570	32,754	194,470	64,370	87,330	28,541	68,800	25,278	59,970	21,467
青島	—	—	11,050	564	64,300	16,563	234,100	68,263	389,800	93,234
旅順	—	—	1,500	510	25,866	8,715	63,500	23,719	53,500	19,213

出所) 打田橋三郎編『日本磷寸界名鑑』23~24ページより。

注) 神戸港は全国総輸出額の8割以上を占めている(同書24ページ)

(一) 『神戸市史』築港部 本編 一〇五〜一〇六。

## 二 三井物産の燐寸工業への進出

### 1 営業方針と燐寸取扱業の展開

日本製燐寸のわが国燐寸業者による最初の直輸出は、一八九六（明治二九）年、神戸の直木燐寸が物産シンガポール店からの注文に応じて、自からの商標を付して輸出したことに始まるといわれるが、<sup>(1)</sup>物産の資料によれば一八九五（明治二八）年八月にシンガポール、香港、ボンベイの各支店、出張員に見本として物産の商標を貼付した燐寸の買持を認可しており、九五（明治二八）年中には燐寸の輸出をおこなっていたものと思われる。<sup>(2)</sup>

すなわち、一八九五（明治二八）年八月、社長から大阪支店に次のような「令」<sup>(3)</sup>が出された。

令 大阪支店

東洋ニ於ケル燐寸ノ商売ハ将来大ニ望ヲ屬スヘキ業務ナルヲ以テ、之レカ仕入方ハ全ク其店一任候ニ付、其店ニ於テ信ヲ措クニ足ルヘキ製造所ニ特約ヲ為シ、特ニ当会社ノ商標ヲ作り之レカ登録ヲ受ケ、此商標ヲ付シ上海、香港、新嘉坡、孟買等ニ各見本ヲ送り之レカ販途ヲ擴張スルコトヲ勉メ、彼レヨリ注文ヲ得ハ直チニ之ト相応シ得ル様專業者一名ヲ傭入レ、充分之レカ準備ヲ為スベキ事

但、商標売<sup>マ</sup>弘<sup>マ</sup>迄ノ間ハ多少ノ損失ヲ来スモ、利益ヲ永遠ニ帰シ敢テ意ニ介セス之レカ販途ノ伸張ヲ計ルヘシ  
右相達候也

明治二八年八月二三日

社長

すでにこの「令」の中に物産の燐寸取扱業の基本方針が打ち出されている。すなわち、第一は大阪支店をその取扱の中心とすること、第二は信用ある製造所との間に特約関係を結ぶこと、第三に自己の商標を作り、その販途の拡張をはかること、そのために多少の損失にかまわず「利益ヲ永遠ニ帰シ」て、積極的に新業に取組むことなどである。以後、物産の燐寸取扱業は、基本的にこの方針にそって展開されていくことになるのである。

一八九八（明治三一）年七月、燐寸を棉花、綿糸、石炭、大豆及び大豆粕、生糸、輸出綿布、米などと共に共通計算商品とする「共通計算規程」<sup>(4)</sup>が制定された。この「規程」制定の目的は「各店間ニ於ケル競争ヲ避ケ、相互ノ気脈ヲ通シ商務ノ敏活ヲ計ルニ在」<sup>(1)</sup>（第一条）り、そのために各商品の取扱店を仕入店、仲次店、販売店の三店に分ち（第三条）、その中の内外枢要の一家を首部とする（第四条）など、商品取扱業務の内容を規定したのであるが、燐寸に関しては実施されなかつたようである。すなわち、一八九九（明治三二）年七月、大阪支店長飯田義一は東京本店重役々場宛「書状」<sup>(5)</sup>の中でつぎのようにのべている。

一、燐寸輸出取扱を棉花の如く共通計算の組織ニ可致様御指図ニ御座候へ共、燐寸の取扱へ棉花の取扱と者大ニ趣を異ニする所有之、各店と共通の計算相立て候事者六ヶ敷、又利害を共通して各店間の競争を防ぐの必要も無之と存候ニ付、結局先般御伺申上候通り販売店と仕入店との乗合勘定という組織に致し、其取扱振も亦其節御伺申上候通りにて御聞濟被下度奉願上候、尤も逐年事業發達の結果、共通計算と為すの必要相生候者、早速其手配仕り、更ニ御伺可申上所存ニ御座候

飯田の燐寸への「共通計算規程」適用反対の主な理由は、燐寸取扱そのものがいまだ十分な収益をあげるにいたつていないことであつたが、実際はこの「規程」による仕入店、仲次店、販売店と首部（大阪店）との間における損益勘定計算の複雑性（第十、十一、十四条など）や、市場變動の激しい燐寸の買持、売越から生ずる損益の首部負担（第十四条）など首部となる大阪支店の不利益が多かつたことがその適用に消極的ならしめたものと思われる。この結果、燐寸を共通計算商品とする方針は撤回され、同年七月十八日、あらためて「燐寸輸出取扱規程」<sup>(6)</sup>が制定された。それは次のようなものであつた。

#### 燐寸輸出取扱規程

- 一 燐寸輸出販売ハ仕入店ト販売店トノ乗合勘定トシ、其損益ヲ共分スヘシ
- 二 本商売ニ付テハ大阪店ヲ以仕入店トシ、營口、天津、芝罘、上海、香港、厦門、新嘉坡、孟買、台北ノ各店又ハ出張員ヲ以テ販

売店トス

三仕入店并販売店ハ一意本商売ノ拡張ヲ計リ、誠実熱心ニ之カ取扱ヲ為スヘシ

四仕入店ニ於テハ販売店ノ申越ニ従ヒ燐寸ノ請出ヲ為スモノトス

五電信ニテ直段ノ照会ヲ為ス場合ニハ、其直段ハC・I・F（沖着直段―引用者注）、又ハF・O・B（舟乗直段―引用者注）、ノ

実価ヲ以テスヘシ

六仕入店ハ販売店ノ撰択ニ従ヒ請出代価ヲ附替ヘ、又荷為替ノ取組ヲ為スヘシ

七本商売ノ経営上必要アルトキハ仕入店ニ於テ社長へ御伺之上、燐寸買持認可ヲ受ケ、之ヲ必要ニ応シテ各販売店へ送附シ置クコ

トアルヘシ

八販売店ニ於テハ売上済次第直チニ勘定書ヲ調整シ、仕入店ニ発送スヘシ

九仕入店ニ於テハ五月、十一月ノ両度ニ損益決算ヲ為スニ付、販売店ニ於テハ四月、十月ノ両度ニ締切リヲ為シ、勘定書及考課状

ヲ仕入店ニ発送スヘシ

十仕入店ニ於テ販売店ノ申越ニ由ラスシテ積出ヲ為シタルトキハ、販売店ハ委託荷トシテ之カ取扱ヲ為スヘシ

但、此場合ニ於テハ販売店ハ取扱手数料トシテ売上金高ノ百分ノ一ヲ取立ツヘシ

十一花客ノ委託荷ニ付スル手数料ハ千分ノ二十トシ売上勘定書ニ於テ之ヲ引去リ、其内千分ノ十五ヲ販売店ノ所得トシ、残り千分

ノ五ヲ仕入店ノ所得トシテ附廻ハスヘシ

十二前二項ノ場合ハ乗合勘定以外ニ属スルモノトス 以上

この「規程」においては、輸出版売は仕入店と販売店の乗合勘定となり、経営の都合上必要であれば仕入店の燐寸買持を認め、仕入店には大阪支店、販売店は管口以下の各支店、出張員が決定された。これを先の「共通計算規程」に比較すると、仕入店として大阪支店の燐寸取扱業におけるインシヤティブが強く表面にあらわれており、その販売も仕入店と販売店との乗合勘定となっており、その損益も「共分」されることになっている。このことはいまだ斯業において充分な収益が期待できない当時にあつては、大阪支店にとって有利に作用したものと思われる。

続いて、翌一九〇〇（明治三三）年五月、大阪支店に「燐寸取扱細則」が認可、制定された。これは全一七条（付則二

条を含む）からなり、物産の燐寸取扱方法を詳細に決めたもので、以下、主要な条文を抜萃しておこう。

燐寸取扱細則

第一章 取扱種類

第一条 燐寸取扱ヲ委托荷、約定荷、乗合勘定荷ノ三種ニ區別ス

第二章 委托荷

第二条 委托荷ヲ別チテ通常委托荷、華主委托荷トス

第三条 通常委托荷トハ仕入店ニ於テ販売地ノ状況、送荷ニ利益アリト認メタルカ、或ハ新商標売払メノ為メ仕入店ヨリ随意ニ販売

地へ送荷シタルモノヲ云フ

（中略）

第五条 通常委托荷ハ販売店ニ於テ荷物売却後、直チニ売上仕切勘定書ヲ調製シ仕入店ニ送付スヘシ

（中略）

第七条 通常委托荷ニ対スル販売店売上手数料ハ総売上高ノ百分ノ一ト定メ、売上勘定書面ニテ差引計算スヘシ

（中略）

第九条 華主委托荷トハ華主ヨリ仕入店ニ依頼シ、販売店へ送荷シタルモノヲ云フ

（中略）

第十三条 華主委托荷売上手数料ハ千分ノ二十トシ、売上仕切勘定書面ニテ之ヲ引去リ、其千分ノ十五ハ販売店ノ収入ニシテ、千分

ノ五ヲ仕入店ノ所得ト定メ、其仕入店ノ口銭ハ売上仕切勘定書並純売上金送附ト共ニ仕入店へ付替スヘシ

（中略）

第十五条 通常委托荷、華主委托荷ハ販売店ニ於テハ各送荷ノ全部売上済ミタルト否トニ拘ハラズ（即チロットニ拘ハラズ）、毎月

末、其月内ニ売上ケタルモノニ対シテハ売上仕切勘定書ヲ調製シ仕入店ニ送付スヘシ

但シ、売上仕切勘定書中ニハ必ス仕出店「インボイス」番号ヲ記入ス可シ

第三章 約定荷

第十六条 約定荷トハ販売店ニテ取引先ノ注文ヲ受ケ、仕入店へ買付ヲ依頼シ来リタルモノノ取引成立セシモノヲ云フ

（中略）

#### 第四章 乗合勘定荷

第十九条 乗合勘定荷トハ販売地ノ状況売行ノ見込アリト認メタルカ、或ハ新商標売扱メノ為メ販売店ヨリ仕入店ニ申込ミ、又ハ仕入店ヨリ販売店ニ申込ミ双方合意ノ上積出ヲナシタル荷物ヲ云フ

(中略)

第二三条 乗合勘定荷ハ販売店ニ於テ各送荷ノ全部売上済ミタルト否トニ拘ハラズ(即ロットニ拘ハラズ)、毎月末、其月内ニ売上ゲタルモノニ対シテハ売上勘定明細書ヲ調製シ仕入店ニ送付スヘシ

(中略)

第二五条 華主、仕入店、販売店ノ三所ニテ損益共分ノ送荷ニ対シテハ、凡テ此ノ乗合勘定荷ノ規定ニヨリ取扱ヲナスヘシ  
(後略)

燐寸取扱方法の多様化と仕切勘定の明細な規定が注目される。この「燐寸取扱細則」の制定によって物産の燐寸取扱の方法的基礎は確定されるにいたつたのである。そして、これらの諸規則の制定の狙いはいうまでもなくその取扱を大阪支店に集中して統一し、斯業の円滑化とその発展をはかるにあつた。その具体的施策として燐寸買持制度の実施があつた。

燐寸買持制度については、すでに「燐寸輸出取扱規程」等において認められていたのであるが、後にみるように、当初は各支店において買持が認められていた。しかし、一八九九(明治三二)年六月、大阪支店長飯田義一より、東京本店重役々場宛次のような「御伺」<sup>(8)</sup>が出された。

輸出燐寸取扱の件ニ付御伺

燐寸ハ我邦輸出品中重要なる物ニ御座候処、当社ハ其重なる販売所たる東洋各港ニ支店を有し乍ら未ダ之が輸出を以て相当の商売と為す能ハさるハ甚だ遺憾の次第ニ御座候、是ハ全く取扱方法宜しきを不得ニ外ならず候、元來支那印度等ニ於テ商標の信用の厚薄ニ由り、同一品質にて価格ニ壹式割の差違ある者從來の実験に徴して明なる次第ニ付、第一ニ専用商標の信用を得る事ニ尽力致度奉存候、乍去新商標ヲ売込候者固より容易ノ業に者無之、暫く損益を顧ミズ品位を維持し、数年の間仕入販売両店ニ於て一致協

力熱心ニ従事不致候て者成功六ヶ敷ハ勿論の義ニ御座候間、自今別紙ノ規定ニ由り取扱申度、販売地各店とも目下相談中に御座候処、已ニ兩三店よりハ賛成の儀を表し来り候へ者、此儀速ニ御許可被成下度、随て商標売詰め準備として燐寸五千箱（金高七万五千円）を限り買持の儀御許可被成下度、是亦併而御願申上候

右御向まで如此御座候也

東京本店

重役々場御中

大阪支店

飯田 義一

当時の物産の燐寸取扱業務の実態とその意欲をよく示しているが、買持の理由は商標の信用を拡大するために、販売地における現品の所持が必要であり、同時に仕入店において販売店の売行きに支障を来さないようその積出を容易にするというところにあった。同年七月、再度五千箱買持の「御伺」が出された結果、その買持は認可された。しかし一たん許可された五千箱買持もそのままは実施されなかつたようである。その理由としていくつか考えられるが基本的には物産の燐寸取扱業が充分な展開をみせておらず、いまだ不安定であつたことによるものと思われる。このことは翌一八九九（明治三二）年八月、大阪支店長から改めて五千箱買持許可を求めて提出された次の「願」書からも明らかであろう。

願

一 燐寸五千函ヲ限り買持致度事 但シ此代価金八万円ヨリ十万円マデ

燐寸輸出来ハ夙ニ我社ノ着手セシ所ニシテ、種々苦心経営致候効モ無之、連年損失ヲ醸シ来り候所、先ニ各店ニ許可サレタル買越高ヲ取消シ、之ヲ仕入店タル当店ニ集メラレ又取扱方ノ方法ヲ一定サレテヨリ大ニ進歩ヲ見、近来ニ至リテハ殆ンド其基礎ヲ確立セシ有様ニ相成候、然ルニ当社取扱燐寸ノ最大得意場タル新嘉坡ニ於テハ、他ノ燐寸ニ反シ其売行ハ殆ンド雨期ニ限ラレ、又天津牛莊ニ於テハ冬期取引ノ杜絶スル等已ニ牛耳ヲ執レル清商等ニ当ランガ為メ之ヲ必要トスルノ外、特別ノ理由アリテ買持ノ御許可ヲ得候処、元来未ダ利益多キ商内ニ無之ガ為メ、最初ヨリ最小限度ニ於テ買持ヲ願出候儀ニ御座候間今日全ク買持高ハ御許可無之ニ於テハ業務継続ノ望無之、又仮令御許可被下候共、頭書ノ額ヨリ相下り候テハ北清ノ諸港ヨリ南清印度ニ及ブ広ナル市場ノ懸引ニ応シ難キ儀御高察ノ上前記ノ通り御復活被成下度、此段奉願上候也（後略）

第13表 大阪に5000箱買持を許可したときの各地配付高(単位:箱)

振向地	常備高	運送中ノモノ	合計
天津	200	50	250
芝罘	200	50	250
上海	300	200	500
香港	300	200	500
新嘉坡	800	1000	1800
孟買	500	800	1300
台北	300	100	400

出所)『會議録』(明治34年)(三井文庫所蔵史料物産147)

すなわち、前年七月に、従来各店の買持を認めたのを改め、大阪支店に集中した結果、物産の燐寸取扱は順調な発展をみせ「本品(燐寸引用者注)ノ取扱ハ需要地ノ信用ヲ博スルヲ主眼トシ商標売払メヲ専ラトシテ経営スルヲ以テ未タ取扱高ノ増加ニ比シ利益ヲ占ムルノ程度ニ達」していかないが、「当年(一八九九年引用者注)ハ従来ノ経験ニ徴シ、燐寸輸出取扱規程ヲ設ケ仕入地及ビ販売地ノ歩武ヲ整一ニ帰セシメタレバ、今後取扱振リノ区々ヲ排シ一段ノ進境ヲ示サシ」という状況にあり、「北清ノ諸港ヨリ南清印度ニ及ブ広大ナル市場ノ懸引」に応じるために、五千箱の買持高が必要だとしていのである。この「願」は翌九月、「能ク販売地ノ状況ヲ調査シ商標ノ売払ヲ努メ可成先約定ヲ取結」こととして認可されるにいたった。国際的商品として市場における激しい競争に抗して市場を開拓し、その安定的発展をはかるためにも買持制度は不可欠であったのである。

続いて、一九〇一(明治三四)年七月、上海支店に五百箱、十一月には香港支店に一千箱の買持が認可された(この点については三の1を参照)。このような物産の燐寸買持高の増加は燐寸取扱業の発展に裏づけられていたものであることはいうまでもない。こうして、明治三〇年代の前半における燐寸買持制度の成立は、その後の物産の斯業発展の基礎となるものであった。さて、物産の斯業取組みの本格化とともに、物産が直面した問題として商標問題があった。燐寸輸出が、燐寸の品質そのものよりも商標の信用の厚薄によって左右される傾向が極めて強かったことについては、すでにみてきた大阪支店の「諸伺」にも明らかで



あるが「燐寸にあつては商標即ち商品にして多くの場合、取引は一に商標に信頼してのみ行はる」とか、「燐寸貿易ハ燐寸ノ輸出ニ非ズシテ商標ノ輸出」であるといわれる如く、市場における商標の信用を得ることが不可欠の重要問題であつた。それは具体的には物産と燐寸製造業者との間の「共有商標」問題として展開していく。そのために、物産は有力な燐寸製造業者との特約関係を結び、更にその生産過程にも積極的に介入していくことになる。この点については、物産と燐寸製造業者との関係を明らかにする上で重要な意味をもつ。以下、この点も含めて物産と燐寸製造業者との関係について節を改めて検討しておきたい。

- (1) 押川一郎ら編書『中小工業の発達』一四六ページ。
- (2) なお、物産の燐寸取扱業務の開始については三井文庫所蔵の物産の一資料「大阪製燐株式会社へ貸金ノ件ニ付伺書」(『理事會議案』(明治三二年) 物産一一〇所収) 中に「我社ニ於ケル本業(燐寸)引用者注)ケ取扱ハ廿六年度ニ於テ漸ク其端緒ヲ開キ」とあるが、詳しくは、本稿(二)の、2注(1)を参照。
- (3) 三井文庫所蔵史料『諸伺及指令綴』(明治二七、二八年) 物産八三。
- 以下、本稿で引用の物産番号の資料はとくにことわらないかぎり、全て三井文庫所蔵史料である。
- (4) 『達』(明治三二年) 物産六五。なお、この「共通計算規程」の分析は加藤幸三郎「九州炭礦部成立の諸前提」(『三井文庫論叢』第二号 一三八ページ以下) に詳しいが、燐寸については後に明らかにするように実施されなかつたようである。
- (5) 『理事會議案』(明治三二年) 物産一一一。
- (6) 同右所収。
- (7) 『現行達令類集』(明治三八年) 物産九〇ノ一。
- (8) 『理事會議案』(明治三三年) 物産一一一。
- (9) 『指令』(明治三〇～三三年) 物産八四。
- (10) 『會議録』(明治三三年) 物産一四五。
- (11) 『三十二年事業報告』物産六一四ノ六 一六～一七ページ。
- (12) 前掲『會議録』(明治三三年) 物産一四五。

(13) 前掲『明治工業史』化学工業篇 九八八ページ。

(14) 武田前掲書 七四ページ。

## 2 燐寸工業への進出

物産が燐寸取扱に従事するようになったのは、一八九一（明治二四）年のことであるが、燐寸工業に積極的に取組むようになるのは、一八九六（明治二九）年五月、大阪の燐寸業者によって設立された大阪燐寸会社（資本金五万円）に、大阪支店の小椋理三郎を相談役として入社せしめ、翌年五月に、大阪支店支配人の飯田義一が、その取締役社長に就任したことに始まる。

一八九六（明治二九）年十二月、大阪支店より本店社長宛次のような「伺」<sup>(2)</sup>が提出されたが、当時の物産の斯業に対する立場をよく示しているので全文を掲げておこう。

### 大阪燐寸株式会社株式買入之件伺

燐寸輸出営業之義ハ客年御訓令相受候以来香港、新嘉坡両店ト協力一致シ熱心従事致候為メ稍其緒ニ就キ候ヘドモ、何分ニモ当店ニ於テ充分勢力ヲ有スル製造所無之テハ仕入向キモ意ノ如クナラズ、容易ニ清商ノ競争ニ敵スルコト出来不申、此儘ニテ時日ヲ経過仕候テハ幾年ノ後ニ於テ当初ノ希望ヲ達シ得ベキヤ計リ難ク、実ニ残念ニ存候ニ付本年五月中平素懇親ニ致居候取引先ノモノ兩三名相集マリ、大阪燐寸株式会社ヲ組織致候ニ際シ、当店員小椋理三郎ヲ相談役ニ入レ側ラ営業ノ実況ヲ探ラセ居リ候ヘドモ、素ヨリ当店ニ於テ充分其業務ニ立入ルベキ権利モ無之、常ニ隔靴之感有之候、就テハ当時株況ノ不振ニ際シ同社株式大凡四分ノ一ヲ買取り（飯田一引用者注）義一モ役員ノ一ニ加ハリ、支配人モ猶当社ニテ選定シ、殆ンド当社工場ノ如ク取扱候ハ、大ニ仕入之便利ヲ得、随テ販売地ニ於テ競争ノ勢力ヲ増シ漸次業務ノ拡張モ出来可申カト奉存候間、御審議之上御許可被成下度此段御伺仕候也追テ同会社資本高ハ五万円株数二千株、一株二五円、現在払込金二万二千五百円、工場新築中半落成ノ場所ハ西成郡千船村大字佃分工場借地川南村大字木屋ニ有之、製造高ハ工場落成ノ上ハ両工場ニテ一日四十五箱、地所ハ猶拡張ノ余地有之候（傍点引用者）

明治二九年十二月一日

大阪支店支配人 飯田義一

社長

三井元之助殿

すなわち、物産の燐寸取扱業への進出は、必然的に斯業の支配者たる清商資本との競争を激化し、その排除によってのみ可能であったが、そのためには「当社ノ工場ノ如ク取扱」<sup>(1)</sup> いうる燐寸工場が必要であった。大阪燐寸株式会社はかかるものとして位置づけられたのである。この「伺」は直ちに認可され、物産は二千株中、五百株（一株二五円、払込高六円二五銭）を所有し、「当社其実権ヲ握リ以テ仕入上ノ便宜ヲ得漸次斯業ノ拡張ヲ計」ることになったのである。<sup>(2)</sup>

さらに、翌年五月には大阪支店長の飯田義一を取締役社長に就任せしめた。それは「当社其実権ヲ握リ、専ラ当社輸出向燐寸ヲ製造セシムルコトニ」し、「爾來着々其実行ヲ計図シツ、アル際ニ」つき、「此目的ヲ達スルニ最モ便宜ト」されたためであった。<sup>(3)</sup> すでに、この時点で物産が人的、資本的支配による系列会社支配のパターンをあらわしているのは注目される。

一方、物産は大阪における有力燐寸製造会社であった大阪製燐株式会社との間にも特約関係を結んだ。すなわち、一八九七（明治三〇）年七月、物産大阪支店と該社との間に次のような「契約書」<sup>(4)</sup> が結ばれた。

契約書

一 今回大阪製燐株式会社と三井物産合名会社大阪支店ト燐寸売買ノ儀ニ付、大阪製燐会社ヲ甲者ト定メ三井物産合名会社大阪支店ヲ乙者ト定メ契約シタルコト左ノ如シ

第一条 甲者ノ製造スル左ニ貼附セン商標ヲ貼用シタル燐寸（甲者有権登録商標〇一七号）ヲ、新領地台湾全嶋ニ於テ乙者之一手販売ヲ為スコトヲ是ニ約諾ス

商標（略）

第二条 乙者ニ於テ毎月販売スル員数ハ商況ノ振、不振ニヨリ増減スルト雖モ、予メ二百箱（六百ダース入）以上ヲ目途トシテ、成ルベク多数販売スルコトヲ務ムベキモノトス

第三条 売買價格ハ毎月十五日迄ニ翌一ヶ月分ヲ協議ノ上定約ナスモノトス

第四条 甲者ハ製造ノ繁閑ニ不拘善良ノ燐寸ヲ製造シ、乙者ノ需メニ応シ何程ニテモ相渡スコトヲ約諾ス

第五条 現品ノ受渡ハ北尾小口波止場ニ於テ乙者指図ノ回漕店へ出荷ヲ為スモノトス、而シテ出荷後ニ掛ル貯賃及ビ保險等ハ乙者之負担ニシテ甲者ハ一切責任ナキモノトス

第六条 甲者乙者トモ本契約ニ違背セントキハ、違約金壹千円ヲ違犯者ヨリ約守者へ速ニ相渡シ解約スルコトヲ互ニ約諾ス

第七条 本契約ノ年限ハ自明治三十年七月至ル三十一年七月満壹ケ年間ト為ス、満期ニ至リ双方協議之上尚繼續スルモノトス  
前条ノ契約ヲ締結セシ証トシテ各自記名調印ノ上尙通宛ヲ所有シ、後日ノ証トナスモノ也

明治三十年七月

大阪製燐株式会社社長 田中市太郎

三井物産合名会社大阪支店支配人

飯田義一

これによって、物産は台湾における大阪製燐社製燐寸（特定商標）の一手販売権を獲得したのである。そして、大阪製燐社は物産に対して、毎月一定量の燐寸を優先して製造する義務を負い、物産は毎月、二百箱以上の販売の義務を負うことになった。

この特約関係の成立によって、物産は燐寸製造業者との関係をより緊密にしておくことになる。燐寸が輸出品としてその重要性を増していくとともに、国際商品市場での激しい競争にたえうるためには、整一な製品の一定量の供給が常時えられることが前提となる。ところがすでにみた如く国内の製造業者の多くはいずれも資本脆弱で機械、原料などの生産手段さえ充分でなく、しかもそのうち確実な業者が多く清商に支配されており、物産にとってもそうした製造業者に融資することは自己の製品の確保と同時に、清商の国内燐寸工業からの駆逐と物産の支配力の拡大を意味した。一八九八（明治三二）年五月、大阪製燐株式会社に融資をおこなうに際して出された次の「伺書」はこのことをよく示している。

大阪製燐株式会社へ貸金ノ件ニ付伺書

（前略）我社ニ於ケル本業ケ取扱ハ廿六年度（明治一引用者注）ニ於テ漸ク其端緒ヲ開キ、爾來海外支店ト其取引ヲ務ムレトモ、本邦ニ於ケル多数ノ製造家ハ孰レモ資本薄弱ノ為メ器械原料トモ充分ノ資金ヲ注入シ得ザルガ為メ、一定ノ製品ヲ供給スルコト能ハズシテ取引上充分ノ結果ヲ見ルニ至ラザリシガ、昨年度ニ於テ大阪製燐社ト製品販売ノ約定ヲ締結シ側ラ大阪燐寸会社ノ製品輸出ヲ為スニ至リタル、以來孟買、新嘉坡、台湾等ニ於テハ大ニ好評ヲ拍シ、遂ニ前記ノ輸出ヲ得ルニ至リタリ、爾來尚同社ト交渉ノ上現今ニ於テハ其製造高ノ三分ノ一ヲ我社ニ引請ケ、外ニ兵庫直木製造所ノ製品過半ヲ買約シテ、毎月輸出総高ハ殆ント千三百箱ニ達セリト雖モ、販路ハ益々増加ラ来タシ殊ニ印度地方黒死病消滅ノ曉ニハ新商標品ハ愈々売行増加スルノ見込アルヲ以テ百方供給ノ方法ヲ求ムルト雖モ、他ノ製造者中製品ノ確実ナルモ多クハ清商等ヨリ資金ヲ借入レ居ル為メ其製品ハ彼等ノ一括スル所トナリ、遂ニハ如何トモスル能ハス（製燐社及ヒ直木ノ如キモ亦其一部ハ彼等ノ資本ニ依ルモノナリ）、然ルニ今回大阪製燐社ヨリ業務拡張ノ為メ資金ノ融通ヲ我社ニ申込み来リタルヲ以テ、同社ノ事業成績等ヲ取調ベタルニ神坂間ニ於テハ尤モ確実ナル製造会社ニシテ、資本金十萬元（払込金額七万五千元）ヲ有シ、製品高一ヶ月凡ソ式千四、五百箱ニ達セリト雖モ、同社ハ清商怡和洋行ヨリ原料買入ノ資金トシテ昨年中向三ヶ年賦ニテ金三万円ヲ借受ケ、已ニ其老万円ヲ本年三月中ニ返済シ、尚二万円残額ヲ有スルヲ以テ、今回我社ヨリ借入金ヲナシ右約定期限ヲ短縮シ、一方ニ製造力ヲ拡張セントスルノ目的ニ返シトス、故ニ此時機ニ乗シ適當ノ条件ヲ以テ同社ト結託シ我輸出業ノ拡張ヲ計ルハ尤モ便益ヲ得ルモノナリトス（後略）

大阪製燐社に対する物産の融資の意図のみならず、燐寸工業に対する物産のそれを示して余すところがない。とくに、物産の融資によって、有力清商たる怡和洋行の勢力の駆逐をはかっていることは、物産の燐寸製造業者への融資の意図がどこにあったかを明白に示しているといえよう。

こうして、大阪製燐社は「既ニ怡和洋行へ約定済ノ人形印燐寸八百函ト朝鮮行犬猿印燐寸五百函宛ヲ除クノ外製品一切ヲ我社（物産一引用者注）へ販売方委託スヘク、又外国ヨリ輸入スヘキ燐寸原料品ノ買入方ハ悉皆我社へ委託」するこ  
とになったのである。

次に、大阪における有力な燐寸製造業者であった大阪燐寸株式会社、大阪製燐会社と同様、神戸における有力な製造

業者で、物産と密接な関係をもつていた直木燐寸会社と物産との関係についてみておこう。

物産の燐寸輸出が、直木製造燐寸のシンガポールへの輸出によって開始されたことについてはすでにのべたところであるが、このことから明らかのように、物産と直木燐寸は早くから関係をもつていたが、一八九八（明治三一）年七月、物産は直木燐寸の有力な商標で、シンガポールにおいて勢力をもつていたベスト燐寸について売買契約を結んだ。それは一八九八（明治三一）年八月から翌年七月にかけての一年間に、直木製造のベスト商標燐寸三千六百箱を物産が買約するというものであったが、物産はこれによってシンガポール市場において販途の拡大をはかったのである。これ以後、物産と直木燐寸とは緊密な関係をもつことになり、一九〇七（明治四〇）年一月には日本燐寸株式会社の創立にいたるのである。以上のような物産と有力燐寸製造業者との特約関係の締結が、「本品（燐寸—引用者注）ノ将来ハ軸木ヲ直安ニ取入ル、ト労働ヲ節約スベキ機械ヲ据付クルコトヲ得バ、販路無限ナルモノアルベク本業ヲ継続シテ相当ノ収益アラシメントセバ、此方針ニ向ツテ尽力スルヲ要ス、当会社ノ宜シク注目スベキ所ナリ」という物産の方針の具体化したものにはかならないが、この方針の背景にある斯業に対する物産の基本的な意向は、一八九九（明治三二）年の不況についてのべたつぎの言葉に明確にあらわれている。<sup>(10)</sup>

今日の不景気にて今後半ヶ年も継続仕候者バ、薄資の製造家ハ到底廢業を不尠資本の豊富なる者のミと可相成、却て燐寸業の爲めに者相場を売崩し、又ハ粗製品ヲ濫造する少資本家の跡ヲ絶ち候爲め仕合の儀と存候、之等少資本家の滅絶と共に輸出燐寸ハ良好の物のミと相成り信用も復旧し、供給也需要と平均し、直段の維持も容易ニ出来候事と被存候（後略）

「独占資本の論理」ともいふべき物産の独占化への志向が、一八九九（明治三二）年という早い時期に明確に打出されていることは注目される。

以上のように、当該時期における物産の燐寸工業との関係は大阪燐寸株式会社との間に見られる如き、株式保有に基

づく直接的な経営参加のタイプと、大阪製燐株式会社や直木燐寸株式会社との間にみられる如き、前貸金融に基づく特約関係の保持のタイプの二つに分類することができる。

しかし、一九〇一（明治三四）年十月、物産は大坂燐寸株式会社の持株全部を大阪の燐寸業者である松田善七に売却し、同時に、会社自身も松田に譲渡された。<sup>(11)</sup>資料を欠くためこの間の詳しい事情はわからないが、この突然とも思われる譲渡の理由はどこにあったのであろうか。

第一に考えられるのは経営の不振である。譲渡に際して松田は該社の負債総額と現在株式の代価を譲受代金として、大坂燐寸株式会社に支払うことになった。この負債総額は明らかでないが、経営が不振であった理由として、燐寸工業の構造的特質があげられる。すなわち、燐寸工業はすでにのべたごとく、そのほとんどが中小工業として経営され、しかも燐寸生産において主導的地位を占める軸木排列作業をはじめとして、燐寸工業においては執拗にまで機械化が阻止され「一般工業の技術並に経営がひたむき近代化するとき、マッチ工業においては、機械化の過程が何故かくまで遅々として鈍く、その経営も小規模なのであろうか」というほどに機械化阻止の要因が強く存在した。このことは斯業において有力とはいえ、資本金五万円の該社においても例外ではなかったと思われる。また燐寸工業の持つ競争の激しさと、その不安定性も経営不振の原因に数えられる。

第二の理由として、第一と関連するが当該時期の燐寸工業においては、生産過程に介入することによって生じるリスクは、流通過程にのみ介入することによって生じるそれよりもはるかに大きかったという点である。換言すれば、斯業においては流通過程を掌握することによって、生産過程そのものを支配することが比較的容易であったこと、すなわち、商業資本の支配が貫徹しやすいことがあげられよう。

第三の理由として、物産全体の営業方針との関係があげられる。すなわち、当該時期の物産の方針は「保守主義」<sup>(13)</sup>と

いわれる益田孝の路線によっており、その一環として所有株式の整理がおこなわれていた。大阪燐寸会社の株式売却がこの整理の一環としておこなわれたものと思われる。

こうして、大阪燐寸会社の直接の経営から後退した物産は、その後、第二の路線、すなわち前貸金融によって、原料製品の一手販売権を獲得するという特約関係を結ぶことにより、積極的に斯業に進出していくことになる。そして、その具体的方法は「共有商標」の設定であった。

共有商標とは、燐寸輸業者が製造者との間に特定の商標を共有して、登記し、その一手販売権を獲得してゆくことであるが、物産は直木政之介、本多義知、土井亀太郎、高坂義兵衛などの有力燐寸業者との間に共有商標を設定した。ここでは直木政之介との間のそれについてみておきたい。

共有商標の設定には普通次のような「契約証書」<sup>(14)</sup>が製造業者との間に結ばれる。

#### 契約証書

今般象童子商標ヲ三井物産合名会社ト直木政之介トノ共有トシ、登録請求候ニ付左記各項ヲ契約ス

一直木政之介ハ該商標ヲ貼付スル燐寸ヲ製造シ、其販売方ヲ三井物産合名会社ニ一任スル事

一三井物産合名会社ハ該商標ヲ貼付スル燐寸製造ヲ直木政之介ニ一任シ、其製品ヲ販売スルゴト

一双方協力シテ該商標ヲ貼付スル燐寸ノ販路ヲ拡張スル事

右契約ヲ履行スルコトヲ承認シ茲ニ記名捺印ス

明治三十六年七月八日

神戸市楠町六丁目二三四番屋敷

燐寸製造業 直木政之介

東京市日本橋区駿河町壹番地

燐寸販売業 三井物産合名会社

代表社員社長 三井八郎次郎



そして、この両者の連名で次のような「商標登記願」が農商務省特許局長に提出される。<sup>(15)</sup>

商標登記願

第五十一類

商標  
(略)

摺附木

私共儀前掲商標ニ付登録相受度此段相願候也

兵庫県神戸市楠町六丁目二百卅四番屋敷

燐寸製造業 直木政之介

明治卅六年七月八日

東京市日本橋区駿河町一番地

燐寸販売業 三井物産合名会社

出願代表者 代表社員社長 三井八郎次郎

特許局長 柳谷謙太郎殿

そして、これが認可されて、共有商標としての効力を持つことになる。この契約には普通期限が定められていたが、解約する場合にはその「届」が特許局長まで提出されねばならなかった。

第一四表は物産の燐寸買持高五千箱の内訳と、輸出市場別の取扱商標を示したものであるが、天津、芝罘における楽全印を例外として、市場によって商標が異なっており、斯業における商標の持つ特殊に重要な意味をよく示している。また、シンガポール、香港、上海などの有力な海外市場向燐寸が、物産の登録商標と、一手販売商標によって占められていることは、これらの海外市場への物産の積極的な進出の姿勢を示すものといつてよい。燐寸の販売は商標の信用によって左右されるものであり、従つて、物産は燐寸取扱をおこなうに際して、商標の信用獲得のために種々の方策を実施し

第14表 三井物産燐寸買持高内訳及び取扱商標 (明治32年現在)

種 類	天 津	芝 罘	上 海	香 港	新 嘉 坡	孟 買	台 北
商 標	×平安印 ○染全印	×平安印 ○染全印	○牛童子印 ○カンガルー印	○鯉馬印	×鳩象印 ×叉象印 △直木ベント印 ×虎印	○龍首印 △塔象印 △一匹象印	○赤五象印 ×赤叉象印
各店買備品	200箱	200箱	300箱	300箱	800箱	500箱	300箱
運送中ノモノ	50	50	200	200	1,000	800	100
合 計	250	250	500	500	1,800	1,300	400

出所) 『理革命議案』(明治31, 32年) 物産121

(注) 商標中×印ハ当社登録商標 ○印ハ当社一手取扱品 △印ハ他人商標ニシテ一手取扱品ニシテラス

ていくのであるが、共通商標の設定は一定量の良質な製品の恒常的確保による商標の信用獲得にあって、極めて有利であると同時に、共有商標の獲得によって、燐寸工業からの清商の駆逐を意図していたことも注目しておく必要がある。

(一) 『理事会議案』(明治三二年) 物産一二〇。なお、『支店出張所巡察報告』(国内、明治二六・二七年) 物産二八六 によれば次のようになっている。

別紙明治二七年中損益予算書中ニ掲クル処ノ各商品ノ外、更ニ明年中当社ニ於テ新規取扱方針画申ノ品々ハ銅各種、棉花現物、燐寸及燐寸薬品類、砂糖、絹綿織物等ニシテ是等ノ諸品ヲ以テ別紙純益金額ヲシテ一層増殖スルコトヲ得ベシ

(中略)

一、燐寸ハ当地(大阪)引用者注) ニテ此業ニ於テハ最モ有力ナル滝川弁三、播摩幸七両氏ノ手ヲ以テ燐寸原料品ノ輸入及

燐寸ノ輸出ヲ計ランガ為目下準備中ナリ

これによれば、一八九三（明治二六）年中ははまだ物産が燐寸取扱業務に従事していない如くであるが海外支店においてはすでに一八九一（明治二四）年のシンガポール出張店の『総勘定書』中に、「見本勘定」として燐寸勘定が出ており、同年中には開始されていたことが明らかである。『新嘉坡出張店総勘定書』（明治二四年）物産五四二ノ二四】。

- (2) 『理事會議案』（明治一九年）物産一一八。
- (3) 同右所収。
- (4) 『理事會議案』（明治三〇年）物産一一九。
- (5) 『會議案』（明治三一年）物産一四一。
- (6) 『理事會議案』（明治三二年）物産一二〇。
- (7) 同右所収。
- (8) 同右所収。
- (9) 『明治三二年事業報告』（明治三二年）物産六一四ノ六 一六ページ。
- (10) 『理事會議案』（明治三二年）物産一一一。
- (11) 『會議案』（明治三四年）物産一四八、及び、『指令』（明治三四年）物産八五参照。
- (12) 小宮山前掲書 一六五ページ。
- (13) 益田の「保守主義」については検討を要するが、さしあたっては『支店長諮問會議事録』（明治三六年—以下『諮問會議事録』と略す）物産一九七〇—五〇六ページ参照。
- (14) 『商標登録書類』（明治三三—三六年）物産五二四。
- (15) 同右所収。

### 三 東アジア燐寸市場における三井物産の発展

#### 1 中国市場における燐寸輸出の展開

創業間もなく輸出産業として定着したわが国燐寸工業の輸出市場は、上海、香港を中心とする中国市場とシンガポ

第15表 中国輸入燐寸国別比較 (単位：箱)

	日 本		そ の 他 各 国		合 計	
	数 量	%	数 量	%	数 量	%
明治30年	179,483.36	96.9	5,593.20	3.1	185,076.56	100
31	221,460.50	97.5	5,585.58	2.5	227,046.08	100
32	220,186.42	97.3	6,116.52	2.7	226,302.94	100
33	183,324.94	98.8	2,157.22	1.2	185,482.16	100
34	261,040.16	99.2	2,113.02	0.8	263,153.18	100
35	302,522.46	99.5	1,600.34	0.5	304,122.80	100
36	222,267.40	70.1	95,009.80	29.9	317,277.20	100
37	309,968.60	76.3	96,236.52	23.7	406,205.12	100
38	428,435.06	82.5	91,095.66	17.5	519,530.72	100
39	357,576.04	77.7	102,400.56	22.3	459,976.60	100
40	343,990.58	76.7	104,692.79	23.3	448,683.36	100
41	368,975.86	77.6	106,820.14	22.4	475,796.00	100
42	414,744.94	77.8	118,283.34	22.2	533,028.28	100
43	371,500.30	75.1	123,044.32	24.9	494,544.62	100
44	368,999.98	76.3	114,401.22	23.7	483,402.10	100
45	468,112.86	77.9	133,687.54	22.1	601,800.40	100
大正2	436,559.76	76.7	132,403.34	23.3	568,963.10	100
3	363,973.18	76.4	112,742.34	23.6	476,715.52	100
4	323,965.02	77.2	95,503.68	22.8	419,468.68	100

出所) 『燐寸工業報告』 107~9 ページより作成。  
 (原典は『海関中外貿易統計年報』)

ルを中心とする東南アジア市場であったが、本節では中国市場におけるわが国燐寸輸出の展開と、そこにおける物産の発展についてみておきたい。

具体的な論証に入る前に、中国における輸入燐寸市場の状況についてみておこう。

第一五表は当該時期の中国市場への輸入燐寸を国別に比較したものである。一九〇二(明治三五)年以前においては日

本燐寸は常時九五%以上を占め、ほとんど独占的地位を示しているが、それ以後は一九〇五(明治三八)年を除いて、七〇%台に止まっており、相対的にその地位を低下している。

わが国以外に中国市場への燐寸輸出をおこなっていたのは、スウェーデン、ドイツ、フランス、アメリカなどであった。一九〇〇年代後半以降、中国市場をめぐるわが国と他の輸出国との間の競争が激化してきていることが明らかである。

この中国市場への輸入燐寸を地域別にみたものが第一六表であるが、主要な輸入市場は天津、芝罘、厦門、鎮江、汕頭、広東などの中国沿岸諸港と漢口で、この表には記されていないが上海、香港、重慶も有力市場であった。漢口を除く、各市場において日本燐寸は圧倒的な優位を示しているが欧州燐寸も順調な伸びを示している。これらの主要輸入市場が

第16表 清国主要各地の燐寸輸入量推移(単位:噸)

	天 津		芝 罘		厦 門		鎮 江		汕 頭		廣 東	
	欧	日	欧	日	欧	日	欧	日	欧	日	欧	日
明治30年	138,267	1,046,160	106,420	719,419	31,475	985,825	958,434	447,650	778,253	184,282	549,478	
31	146,959	2,355,804	140,893	1,355,838	16,600	863,850	972,830	623,385	921,475	18,350	79,030	
32	127,696	1,981,239	55,766	1,272,050	21,680	1,047,850	923,839	632,850	760,483	62,768	325,005	
33	18,391	941,177	9,791	1,328,244	17,275	913,350	888,906	661,080	739,100	17,050	174,930	
34	89,297	2,083,731	8,629	2,275,674	13,075	1,262,510	1,031,750	455,402	748,966	—	18,635	
35	54,208	3,820,349	1,688	2,463,834	12,736	1,273,150	1,094,158	595,347	847,258	26,260	22,660	

出所)『清韓輸出本邦縮糸、綿布、燐寸、紙巻煙草調査資料』198ページ第4表より作成。  
注)日および(日)は日本製、欧は欧州製を示す。

第17表 香港における日本  
燐寸輸入高

	日本燐寸輸入高
明治30年	10,479,304 <sup>哥</sup>
32	8,854,531
34	9,653,285
37	9,570,700
39	9,909,750
43	8,877,184
大正2	9,653,433

出所)『大日本外国貿易年表』

第18表 上海における燐寸  
輸入高(単位：哥)

	輸入燐寸高
明治 35	624,841
36	1,091,035
37	1,130,415
38	2,212,719

出所)農商務省商工局編『清韓輸出本邦綿糸、綿布、燐寸、紙巻煙草調査資料』207ページより作成。

いずれも当該時期の主要な貿易港であったことはいうまでもないが、後述するように、中国における燐寸工業の発展がこれらの貿易港を中心として発展していることと関連して注目しておきたい。

第一七、一八表は香港、上海市場における日本燐寸の輸入高を示したものであるが、とくに香港市場への輸出高が極めて大きい。これは香港市場が日本燐寸の「一手販売所」であり、漢口をはじめとする南清地方、シンガポール、ボンベイなどの東南アジア市場への仲継貿易港としての役割を果していたことと関係があった。<sup>(2)</sup>また、上海市場においても、日本燐寸の伸びは顕著であった。

こうして、明治三〇年代前半における中国燐寸市場は次のような状況であった。すなわち「従来清国用燐寸ノ供給ヲナシタルモノハ、欧州及日本産ニシテ其他少許ノ自国製造ニ係ルモノアリタルナルガ欧州品中其大部ヲ占メタルモノハ瑞典製燐寸ニシテ、夙ニ東洋ニ供給ヲ為シ其余力延テ支那ニ及ビ、一時ハ殆ド其例ヲ見ザルノ好況ヲ呈セリ、然ルニ近来大ニ我燐寸輸出ヲ来シ激烈ナル競争ノ結果、我燐寸ノ価格低廉ナルガ為メニ遂ニ其得意ヲ奪ヒ瑞典燐寸ハ僅ニ黄燐燐

寸ノ我国ニ於テ製造セラレザルヲ奇貨トシ之ニ由テ殘壘ヲ維持スルニ止<sup>(3)</sup>まるという状況であった。日本燐寸とスウェーデン燐寸との激しい競争の実態を示している。しかし、すでにこの段階においても「現時外国ノ競争ノ如キハ恐ル、ニ足ラザルモ、清国ニ対スル燐寸輸出業ノ一大障害トシテ憂フ可キハ清国ニ於ル燐寸工業ノ経営之レナリ<sup>(4)</sup>」と捉えられていた中国における燐寸工業の発展は、明治三〇年代後半以降においても、「其幼稚にして吾人の敵<sup>(5)</sup>ではないとして、「本邦燐寸業者は清国を以て本邦燐寸の独占市場となし、清国燐寸工業に就て別に顧慮する所なしと雖、其将来は唯に窺視して是に臨むべきに非<sup>(5)</sup>」ざるものであった。欧州燐寸をおさえて、中国市場における支配権を確立していたわが国の燐寸工業にとって、最大の「強敵<sup>(5)</sup>」となりうるものは中国土着の燐寸工業であった。従って、次に中国燐寸工業の展開について概観しておこう。

中国における最初の燐寸工場は、一八八九（明治二二）年、重慶に設立された森昌泰公司であるといわれるが、その発展の契機となったのは日清戦争の結果、締結された「日清講和条約<sup>(7)</sup>」であった。この条約によって、わが国燐寸業者の中国進出は促進され、それはまた、中国燐寸工業を刺激し、その発展をうながした。第一九表は当該時期の中国における燐寸工業の展開を示したものであるが、合弁会社の多いことが注目される。以下、主要な燐寸生産地について概観しておこう<sup>(8)</sup>。

香港は日本燐寸の中心的輸出市場であったので土着資本は十分な展開をみせなかったが、一八九三（明治二六）年に英・清合弁の隆起公司が設立され、太軸安全燐寸を製造していた。しかし、それも船舶内に販売するにとどまっていた。一八九七（明治三〇）年には資本金四万両の花旗柴公司が設立されたが、その生産高も少なく、香港は主に日本燐寸の輸出市場としての位置にあった。

上海地方も「我輸出燐寸の好得意地<sup>(9)</sup>」であり、土着資本としては燮昌、祥森の二つの製造所があった。後者は資本金十萬兩の株式会社で安全燐寸の製造をおこなって、次第に発展してきたが、工場の事故で操業を中止するなど経営は不

第19表 清国における既設燐寸製造所

製造所名	設立地名	設立年月	資本金	摘要
花旗柴公司	九龍	明治30年	4万両	米国人ノ名称ノ下ニ支那人ノ合資組織
隆起公司	〃	26	2万両	支那人合資組織
福建火柴廠	福州	34	5万両	当初グレン商会ノ所有ナリシモ今ハ英商天祥洋行ガ清人ト株式組織
聚昌公司	重慶	22	5万両	朱某発起株式会社
森昌公司	〃	26	3万両	〃
有燐公司	〃	34	4万両	白石竜平ノ名義資本金ハ清人
惠利公司	〃	38	1万両	日本人某ノ名義
東華公司	〃	38	2万両	〃
豊裕公司	〃	38	2万両	〃
燮昌公司	漢口	30	30万両	合資組織
和豊公司	長沙	30	15万両	〃
京師再鳳内柴有限公司	北京	37	5万両	株式会社
燮昌公司	上海	23	5万両	合資組織
列昌公司	〃	不明	不明	37年ニ倒ル
栄昌公司	〃	〃	〃	既ニ解散
燧昌公司	〃	〃	〃	〃
大和公司	広東	〃	4千弗	合資組織
巧明公司	仏山	〃	不明	今ハ存セズ
瑞記公司	〃	〃	〃	
栄新公司	〃	〃	〃	今ヨリ3年前ニ閉業ス

出所) 根岸信編『清国商業綜覧』523~4ページより作成。

注) ※は森昌燐公司ともいった。



安定であった。

当該時期の中国において最も燐寸工業の発達していたのは重慶であった。重慶は中国における燐寸工業の発生地であり、一八六九（明治三〇）年には森昌泰会社が、また、一八九三（明治二六）年には森昌正会社が設立されたが、四川省は交通不便のため、外国燐寸の入川運賃の高騰と原材が豊富に産するところから、両会社の営業は著しく発展したといわれる。<sup>(10)</sup>一九〇一（明治三四）年には白石竜平が有燐公司を設立し、翌〇二年には日本人居留地に工場を設けて開業し、一九〇七年頃には六工場を数えるにいたった。

漢口地方においても燧昌公司是、中国における燐寸工場中最も有名で大規模なもので、上海の燧昌公司の進出したものであったが、一九〇〇（明治三三）年、資本金三〇万円で設立され、硫黄燐寸の製造をおこなっていた。その後、同公司是漸次発展し、湖南、河南においては日本燐寸を駆逐し、同地方を独占的に支配するにいたったのである。その経営規模は社員四五〇人、使用職工平均五百〜二千人に及び、一日の生産高は一四〇箱に達した。

また、北清地方では一九〇六（明治三九）年、吉林に日、清合弁の日清燐寸株式会社が資本金三〇万円をもって設立された。これは広島燐寸業者高坂万兵衛が中心となって経営にあたったものであるが、黄燐燐寸を製造し、原材の豊富なこととあいまって北清地方において「其将来の發展期すべし」といわれるものであった。

その他、広東、福州、杭州、仏山等にも土着資本の勃興がみられたが、概して経営不振であった。

このように中国における燐寸工業は外国資本との合弁によるものが多かったが、その弱点として、軸木原材、函用木片などをわが国からの輸入にまかしていることであった。第二〇表は一八九八（明治三二）、九九年におけるわが国の燐寸軸木の輸出高を示したものであるが、香港を含む中国向輸出が大部分であった。

このような弱点をもちつつも、斯業の技術的簡易性とあいまって、中国燐寸工業の抬頭はわが国燐寸の輸出にとつて、

第20表 日本輸出燐寸軸木仕向先

年 国名	明治31年	明治32年
支那	円 119,266	円 145,292
香港	31,672	34,487
朝鮮	72	1,142
計	151,010	180,921

出所) 武田信一『阪神輸出燐寸業調査報告』

31ページ

一大脅威となるものであり、中国燐寸市場での競争を激化させるものであった。さて、このような中国燐寸市場と燐寸工業の発展の中で、物産の燐寸取扱がどのように展開しているかという点について、次にみておきたい。まず、中国市場における物産の輸出燐寸取扱高が最も大きく、且つ、南清地方の中心市場であった香港市場からみておこう。香港の燐寸市場については一八九八(明治三二)年に益田孝の調査による「復命書」<sup>(1)</sup>に詳しい。

それによると物産の香港市場での取扱品は当初、大阪燐寸会社の製品が中心であったが、価格の変動と品質不良のために約定も一時停止し、売行きも次第に悪化していた。そのため大阪製燐社の製品に替え、売り始めたが新商標の  
ため値段が安く、損失を招いている状態であった。その後、種々画策したがうまくいかず燐寸商売上一頓挫を来たしている状況であった。燐寸の販路拡張には仕向地における民衆の習性を熟知する必要がある、特に燐寸の如き日用必需品においてはこのことはその販路拡大において重要な問題であった。この点について、右の「復命書」は次のように述べ、その発展の可能性を指摘している。すなわち、中国人は「飛常ニ守旧的ノ人種故、一度其品物ノ良好ナルコトヲ認識スルトキハ少々直段高キモ之ヲ買求メ少シモ他ヲ願ミス、故ニ新商標ヲ売込ムニハ一年若クハ二年ノ日子ヲ要シ時ニ損失ヲモ忍ハサルヘカラサルモ、一度其商標売込メハ随分面白キ商売」<sup>(2)</sup>となるものであった。また、燐寸の輸出には仕向地の気候によって品質が左右されるという特殊性があった。香港に限らず多湿な東アジア市場においては特にこの点の注意が必要であり、そのために上質の燐寸が要求された。物産が燐寸業者と密接な関係をもつにいたる理由の一つもここにあった。例えば、湿気のために軸木の薬品が剝落したり、箱の両端の摺付紙が破れ、火付きが不完全になるといった

ことは輸出品としての燐寸の致命傷となるものであった。また仕向地によって薬玉の色を変えるなどの需要者の嗜好に適應した商品が必要であるなど、輸出品として細かい配慮が払われることも燐寸の特質であった。そのため詳細な市場調査が必要とされ、物産は海外支店に命じて、しばしば市場調査をおこなわせている。

さて、燐寸輸出においては商標の信用を獲得することが、その販路拡張のために不可欠な問題であったことについては、すでに度々のべたが、物産が香港向燐寸の特約を結んでいたのは大阪燐寸会社の衰退後は大阪製燐社であり、その商標は「五福印」と「人形印」の二種類であった。しかし、この燐寸の特約関係を結ぶには困難な問題が生じていた。それは華商がすでにその商標を香港政府に登録しているため、物産が販路を拡張するには新商標の売詰めしか道のなかったことである。こうした商標登録制を利用して、香港市場で大きな勢力をもっていたのは神戸に根拠をおく怡和号であった。わが国燐寸工業において清商資本が支配的であることについては、すでにのべたところであるが、怡和号はそれの中でも最も有力な資本家であった。特に、香港では数種の商標を登録し、その商品は信用が厚く、殆んど日本燐寸の販路を独占しているという状況であった。怡和号は登録商標を付した燐寸を大阪製燐社または自己の経営する工場、あるいは他の製造業者につくらせ手広く販売していた。そのため市況の変動によって一カ所の製造所が製造を拒否しても、他の製造業者に製造させることによって怡和号自身の打撃はなく、資金的にも製造業者に対して強い支配力をもっていたのである。

これに対し、明治三〇年代初期における物産の香港支店の燐寸取扱高もいまだ少なく、「偶々大阪ノ送荷ヲ受クルモ其品ノ商標未タ売拡マリ居ラザル為メ、已ムヲ得ス成行直段ヲ以テ売却シ、其結果、損失ヲ来ストキハ再ヒ其品物ノ送荷ヲ為サ、ルカ如キ有様<sup>(13)</sup>」であった。これを克服するには「一兩年間損失ヲ忍ヒテ其商標ノ売拡メニ従事」することが必要であり、そのためには各支店が一致協力して、この方針で進まなければならないと右の「復命書」は指摘している。

一九〇一（明治三四）年十月、香港支店から大阪支店を通して、次のような燐寸買持に関する「上申書」<sup>(14)</sup>が提出された。

香港支店燐寸買持ノ件

当店燐寸販売業八年來苦心經營致居候得共、清商ノ大強敵ヲ控ヘ居ル事トテ困難不一方、常ニ損失ヲ出シ来リ候処、大阪支店ノ熱心ナル助力ニ依リ今ヤ我ガ商標ノ追次市場ニ一頭角ヲ顯ハシ候迄ニ追ミ候ハ、聊カ積年ノ苦心ヲ慰ムルニ足ル次第ニ御座候、就テハ此際一層販路拡張ノ手段ヲ回ラシ候事最モ肝要ノ時季ト思考仕候、勿論未ダ新商標之事ニ有之候間、重々直物ノ望手多ク、數回ニ互ル先物注文ヲ呉レ候向ハ無之ニ反シ、一方仕入方ニ在リテハ材料供給等ノ關係上永期ノ約定ヲ為シ、且又常ニ製造ニ幾分ノ時日ヲ与ヘ候事必要ニ有之、左ナクテハ供給不足ノ為メ着々花主ヲ逃シ候ノ恨ミ有之候間、此業ヲ継続スルノ必要上當分ノ間數量三千箱、金六万五千弗ノ範圍以内ニテ当店勘定ニテ燐寸買持ノ義御許可被成下度此段奉伺上候也

明治三四年十月二八日

社長 三井八郎次郎殿

香港支店長 犬塚信太郎

香港支店における燐寸取扱業の実態をよく示しているがこの上申書の提出に対し、物産は参事及び調査課に調査を命じたが、その結果、次のような「意見書」<sup>(15)</sup>が提出された。

香港支店燐寸買持ノ件

香港支店ニ於テ商売成立ノ便宜上當分ノ間燐寸三千箱、金額六万五千弗ノ範圍以内ニテ買持致旨申立有之、右ハ左ノ如ク修正ノ上御許可相成可然ヤニ奉存候

香港支店ノ買持高ヲ壹千箱以内トナシ、大阪支店ノ買持高中ヨリ壹千箱ヲ減ズ

抑燐寸商売ハ年來種々ノ施設ヲ試ミタルニ拘ハラズ全体ニ於テ良好ノ成績ヲ呈スルニ在ラズ、乍併本邦輸出入貿易品トシテハ重要ノモノニ付及ブ文ケノ尽力ヲ以テ有利ナル一商品タラシメント欲シ、多少ノ蹉跌ヲモ顯ズ今日マデ継続取扱ヒ来リ候処、昨今ニ至リテハ各販売店ニ於テモ漸次経験ヲ累ネ製造者トノ連絡モ其ノ緒ニ就キ、稍好望ヲ前途ニ期シ得ベキヤトマデニ相成申候、殊ニ香港支店ニ於テ半期間三、四千箱ノ販売ヲ見ルニ至リシハ余程ノ進歩ト奉存候、然レトモ一時ニ三千箱ノ買持ヲナスハ從來ノ成績ニ徴シテ聊カ多キニ失スルノ感ナキニアラズ、依テ之レヲ一千箱ニ減少シ暫ラク實際ノ成績ヲ見其模様次第ニテ漸次増加ノ必要アラバ

之レヲ増加スルモ必ラズシモ晩カラザルベシ、況ンヤ仮令買持品アリトスルモ一方ニハ先約定ヲ努メザル可ラザルヤ（後略）

こうして、三千箱の買持高の申請に対し、見込商売を避け、荷物の新陳交代をおこない、三ヶ月以内に売却すること  
を条件に千箱が大阪支店の買持高よりさいて認められることになった。当時の燐寸製造業者の取引方法が製造した後、  
その商品を売る方法よりも、注文販売が一般的であり、しかも数ヶ月から二ケ年に亘る約定を結ぶ方法であったために  
輸出燐寸商においても製造業者の望む所によって取引しなければ「到底利益ヲ見ル」ことができず、一定の商標を長期  
に亘って売買することが最も必要で一定の期限を定めて、製造家に注文約定することが得策であり、これは又、製造業  
者の方針と一致していたということが買持高増加の申請の理由であった。また、従来輸出燐寸業者が小資本の燐寸製造  
業者のものをも取扱っていたが、近來は次第に小資本のものを取扱うことを減少し、物産も斯業を開始して日が浅いに  
もかかわらず、今や有数の輸出業者として製造業者の間にも重きをおかれ、「直木（直木燐寸会社）引用者注）ノ如キ全部  
皆ナ、製燐社（大阪製燐社）引用者注）ハ大部我注文品ヲ製造致居リ我社ニ特ニ好意ヲ有」し、信頼している。そして、「我  
反対者ナル神戸怡和号ハ滝川（滝川弁三）引用者注）良燐社（良燐合資会社）引用者注）ト取引致居候モ、其關係ハ我社ト前  
二者トノ如ク密ナラズ、且又怡和号ガ本陣トセシ香港ニ於テ我社ノ為メニ販路ヲ蚕食セラレ大分困難痛等ヲ感シ居候様  
子ニ御座候、現ニ怡和ハ此度人ヲ介シテ三井ニテ香港ニテ燐寸販売ヲ止メテ是ルレバ金壹万円ヲ支払フ可シト申出タル  
コト有之、左様ノ次第ニ御座候ヘバ、香港ニ於テハ今ガ最モ力ヲ尽シテ奮闘スベキ時機ニ有之」という香港市場におけ  
る清商資本と対抗していく上においても燐寸買持は不可欠であったのである。

一九〇一（明治三四）年上半季における香港支店向輸出高は二二二〇箱で、同下半季積出高二六〇二箱、同季十二月迄に  
積出予定高は一五〇〇箱に及び、その短期間における取扱高の急増は「嘗テ之レ無ト燐寸業者一般ニ評判」となるにい  
たった。<sup>(17)</sup>一九〇三（明治三六）年四月の段階における日本燐寸輸出高の最も多かったのは香港市場で、その総高一八万二

千箱中、物産取扱高は八千四百箱（四・六%）<sup>(18)</sup>で、いまだ十分なシェアを占めてはいなかったが、その発展は急速で大いに有望な市場であり、香港支店もその取扱に極めて積極的であった。例えば、同年四月開かれた「支店長諮問会議」（以下「諮問会議」と略称）において、益田孝が燐寸取扱に対する各支店長の取組みが消極的なのを難じたのに対して、大塚香港支店長は次のように反論している。<sup>(19)</sup>

香港ニテハ燐寸ニ就テハ出来ルダケノ熱心ヲ以テ従事シツ、アリ、例ヘバ得意先ヨリ苦情アリ、又注文アル場合ニハ、直チニ大阪ニ通知シ、大阪ニテ之ニ対シ直チニ欠点ヲ正シ注文ニ応ジ、熱心ニ尽サレルコトハ能ク知ル所ナリ、大阪ニテモ亦香港支店ノ如何ニカヲ用イツ、アルカハ、知ラル、所ナルベシ、先刻専務（益田孝―引用者注）ヨリ冷淡ナリトコトヲ言ハレタルモ、事実ハ以上述ブルガ如シ

こうして発展してきた香港市場での物産の燐寸取扱業は、当初年間七、八千円の損失を生じていたのが、一九〇四（明治三七）年には半季で六千箱を取扱い四、五千円の利益をあげるほどに安定してきたのであった。<sup>(20)</sup>そして一九〇三（明治三六）年九月には買持高を二千箱（この金額約四万円）に倍加している。一八九八（明治三一）年には僅々一六三箱にすぎなかったものが、一九〇三（明治三六）年上半季で五八二八箱の売約をおこなうほどの伸びを示しており、「益々其販路ヲ拡宏スヘキ氣運ニ向」っていた。しかし「現在ノ先買制限一千箱ハ一ケ年ノ取扱高四千七百箱位ニ止リシ一昨（明治一引用者注）三十四年十一月ノ指令ニ係リ取扱高劇増ノ今日ニ際シテハ数量少ナキニ過キ商売ノ成立上不便」であることが買持高増加の理由であった。<sup>(21)</sup>さらに翌年二月には一千箱を追加して、合計三千箱の買持認可を香港支店が申請したのに対して、二八五〇箱の買持が認められ、即時実施された。この買持高増加は「軸木其ノ他原料ノ供給大ニ懸念ノ場合ニ、二、三ヶ月先物ヲ予約スルノ必要上不得止願出可申モノニテ勿論荷物ノ香港ニ到着スルカ或ハ其以前ニ順次売約出来可申モノニテ更ニ危険無之」もので「当地ニテ荷為替ヲ組ムモ同店（香港支店―引用者注）ニテ金融ノ心配モ無之」ものであった。<sup>(22)</sup>こうして、一九〇八（明治四一）年下半季には前季以来の銀価下落による為替の不利、南清地方における

「日貨排斥」問題の余燃等による清国市場の不況など燐寸市場は「概子不振ノ商況ヲ呈シタルニ不拘、南清市場ノ中心タル香港ハ日貨排斥ノ衝ニ当リ競争者ノ多年売込ミタル老牌（商標—引用者注）ニ対峙シ引合大ニ困難ヲ極メタリシモ有力ナリシ怡和号ノ衰頹ニ乗ジテ販路ヲ拡メ、且ツ前年来ノ打撃ヲ蒙リ小工場ノ閉業セシモノ多ク供給不足ノ結果、相場ノ漸騰ト共ニ相当ノ手合ヲ見テ新版觀月印ノ好評ヲ博シ、芝罘、漢口ノ地モ本季ニ入り稍々面目ヲ革メ前季ニ優ル成約ヲ遂ゲタル等、全般ノ先約高ニ於テハ比較的好成績ヲ挙げ得」たのであった。また、翌一九〇九（明治四二）年下半季において「本品ノ一大市場タル香港ニ於テハ各商ノ競争一層激烈ヲ加へ、為メニ一時其打撃ヲ受ケテ売行減少ノ傾向ヲ示シタルニ不拘、前季中發展ノ機ヲ失シタル觀月印ヲシテ漸ク販路ノ地盤ヲ鞏固ナラシメ、且ツ季末ニ入り俄然月琴印ノ需要ヲ喚ビテ売約相踵イデ成ルノ成況ヲ呈」<sup>(24)</sup>するなどその發展は順調であつたが、同時に南清地方は「種々工風ヲ為シ居レルカ要スルニ他ノ燐寸ノ競争ノ為メ売拡メモ困難ナリシカ、今日ニテハ大分根底モ定マリタル模様」であり、「香港ノ取扱高ハ今日以上ニ増加セシムルコト困難」<sup>(25)</sup>になりつつあり、取扱高も頭打を示していた。このように当該時期の香港支店における燐寸取扱業は、清商資本との激しい競争をしながらも、その他の中国燐寸市場に比べると順調な發展を示していた。これは香港支店が単に該地における燐寸販売に従事するのみでなく、福州、廈門、汕頭などの南清燐寸市場や、シンガポールを中心とする東南アジア市場への仲継貿易地としての位置にあつたことによるものであろう。

こうして、大正初年にかけての香港市場における日本燐寸の輸入高は一ケ年に約十七万箱に及んだのであるが、その中、物産の取扱高は一万六、七千—二万箱を占めるに至つた。

以上、中国燐寸市場の中心地の一つであつた香港市場における物産の燐寸取扱業の展開についてみてきたのであるが、次に香港とともに当該時期の中国における燐寸市場の他方の中心であつた上海における物産の斯業の展開についてみておきたい。

一九〇一(明治三四)年六月、上海支店長小室三吉は次のような「上申書」<sup>(26)</sup>を大阪支店を通して本店重役々場宛提出した。

東京本店重役々場御中

拝啓仕候

上海支店 小室 三吉

マツチ買持ノ件ニ付御伺

一 当方取扱マツチ商標モ追々売拡マリ販売高モ年々増加可致見込有之候処、此商売ニハ兎角競争者甚多く候間、製造元にて品質を落さざる様注意せしめ、又一方にては常ニ若干の現物を当地に貯蔵致候て、拾箱乃至五十箱等小買主の求めに應じ得る様致不申候てハ到底商売の魁となるべき事六ヶ敷のみならず不幸にして半年位も先約定致候者無之為め或一種ノマツチを取扱不申等の事有之候ハ、其商標の販路ハ遂ニ競争者の取扱に係る他の類似の商標を以て代らるの事となり、甚敷ニ至りてハ遂ニ彼等に当方の苦心して得たる得意先を全く奪はるゝ等の事も有之候、加之各地夫々ニ需要を呉にも寧波地方にては狗印(商標)引用者注)を喜び、九江地方にてハ小供印を好み、鎮江地方にては細軸の売行宜敷、当地にてハ上等軸木最も愛せるゝ等、其嗜好区々ニ相成居申候処、是又時勢の変遷に依り年々幾分の変化を受け可申候ニ付テハ、是ニ従ひ新商標を取扱ひ可成時勢ニ適ふ様致不申候てハ、又此商売の發達を期直る事難得と存し候、然るに若し、当方に於て只得意先の先約定致候時を待ち居候てハ、或ハ他人ニ先鞭を附けられ、或は全く競争場裡ニ立ッ事を得直ると相成可申と存候、殊ニ昨今買手は何れも現荷をのみ買付け、先約定致候者更に無之候、内地より買出に出掛け候者杯ハ尚更先約定は出来不申候、就てハ此際箱數一千を限り当方ニ於て買持の事御許可被成下候共、前文申上候是非必要の場合の外は決して買持致不申覚悟ニ御座候儘宜敷御承引被成下度奉願上候 早々頓首

燐寸の需要に應じ、燐寸販売業者との競争に打ち勝つために一千箱の買持許可を申請したものであるが、この上申書には上海支店員の石田清直のおこなった鎮江周辺の市場調査報告書がそえられていた。<sup>(27)</sup>この結果、上海支店には五百箱の買持高が認可された。

一九〇三(明治三六)年四月の統計によれば、上海における燐寸輸入総高五万五千箱中物産の取扱高は七千箱(二一・八%)であり、各輸出市場における輸入総高に占める物産のシェアではシンガポール、ボンベイに次いで第三位にあ



った。<sup>(28)</sup> また、一九〇三（明治三六）年の上海総輸入高三万八千箱中、物産は五千八百箱（二五・二%）を占め、翌〇四年上半季には、一万七千八百箱中、二千九百箱（一六・二%）のシェアを占め、順調な伸びを示していたが、「上海へ最も競争烈シキ地ニシテ意ノ如クナラサレトモ、何トカンテ今少シ効果ヲ挙ケント」大阪支店と協議中であり、「未ダ見ルベキ景況ニ至」っていなかった。<sup>(29)</sup> それは市場の「悪摺れ」とも関係があった。一九〇四（明治三七）年八月の「諮問会議」において、山本条太郎上海支店長は「上海ニ於テハ燐寸ニテ利益ノアリシ事ナシ、併シ夫レカ為メニ失望シテ商買ノ減スル現象モナシ、却テ幾分ツ、カ増加シツ、アリ」とのべているが、同年上半年には、三四七五箱を取扱い、三九七五円の利益を計上している。<sup>(31)</sup> こうして、一九〇八（明治四一）年八月の「諮問会議」においては、北清、芝罘、漢口を上海支店の管轄下におくことが決定され、その取扱の拡大をはかった。<sup>(32)</sup>

以上のように当該時期における上海燐寸市場は他の地方に比べても一層、競争が激しく、また漢口、長江附近での土着資本の発展によって物産の燐寸販売も妨害されたが、その取扱高は漸増しつつあったのである。

以上、当該時期の中国における二大燐寸市場であった香港と上海における物産の燐寸取扱の展開についてみてきたのであるが、それは清商資本や土着資本との激しい競争・対抗関係を通じておこなわれた。そのため、その競争に打勝ち、斯業において支配的な位置にたつためには、その良質な製品の確保とその一定量の買持ちが必要であった。かかる国際的商品市場における規定性は、物産の燐寸工業の生産過程への進出を促進し、他方ではわが国燐寸工業を支配していた清商資本を駆逐し、自身がそれに代って、燐寸工業における支配的な位置に立つ方向に進んでいくことになるのである。

(1) 中国への燐寸輸入の最初の記録は一八六五年の「天津海関報告」であり、初期輸入の大部分は欧州からきたものとされている（中支建設資料整備委員会『燐寸工業報告書』一ページ）。また、中国における日本製燐寸輸入高が明確に貿易統計にあらわれるのは一八九四（明治一七）年であるが、すでに全輸入高の八七・五%を占めている（同書 一〇五〜九ページ参照）。

- (2) 打田前掲編書 三五ページ。
- (3) 武田前掲書 一〇五〜六ページ。
- (4) 同右 一〇六ページ。
- (5) 河津暹『本邦燐寸及砂糖論』 五七ページ。
- (6) 中支建設資料整備委員会『燐寸工業報告書』 五ページ。
- (7) すなわち、この条約の第六條第二項一、三は次のような条文となっていた。  
第六條第二項一 清國に於て現に各外國に向て開き居る所の各市場の外に、日本國臣民の商業住居工業及製造業の爲めに、左の市場を開くべし、但し、現に清國の開市場、開港場に行わるる所と同一の條件に於て、同一の特典及便益を享有すべきものとす
- 第六條第二項三 日本國臣民は清國各開市、開港場に於て、各種の製造業に従事する事を得べく、又所定の輸入税を払うのみにて、自由に各種の器械類を清國に輸入することを得べし(『清韓輸出本邦綿糸、綿布、紙卷煙草調査資料』二四七〜五〇ページ)。
- この結果、沙市、重慶、蘇州、杭州が新たに開市、開港場に加えられ、これらの開港場において、日本人が自由に製造業、輸入業に従事することが認められた。
- (8) 以下、この点については主として河津前掲書、五七〜六六ページ、打田橋三郎編書『日本燐寸界名鑑』二五〜三二及び三五ページによる。
- (9) 打田前掲編書 三〇ページ。
- (10) 前掲『燐寸工業報告』 五〜六ページ。
- (11) (12) (13) 『台香上出張復命書』(明治三二年) 物産四一〇。
- (14) (15) 『會議案』(明治三四年) 物産一四八。
- (16) 以上については同右所収の藤瀬政次郎大阪支店長の本店重役々場宛の「意見書」参照。
- (17) 同右。
- (18) 『支店長諮問會議事録』(明治三六年、と略称) 物産一九七ノ二 一〇〇ページ。
- (19) 同右 一〇八ページ。この点について詳しくは本稿一五九ページ参照。

- (20) 『諮問会議事録』（明治三七年）物産一九七ノ三 五五ページ。
- (21) 『重役会議案』（明治三六年）物産一二五。
- (22) 『会議案』（明治三七年）物産一五三。
- (23) 『四一年下半年事業報告』（明治四二年）物産六一四ノ一四 二五ページ。
- (24) 『四二年下半年事業報告』（明治四二年）物産六一四ノ一五 二六ページ。
- (25) 『諮問会議事録』（明治四一年）物産一九七ノ七 七六ページ。
- (26) 『会議録』（明治三四年）物産一四七。
- (27) 同右所収。
- (28) 『諮問会議事録』（明治三六年）物産一九七ノ二 一〇〇ページ。
- (29) 以上については、『諮問会議事録』（明治三七年）物産一九七ノ三 一一八ページ参照。
- (30) 同右 一二八ページ。
- (31) 一九〇四（明治三七）年八月の「諮問会議」における福井大阪支店長の報告（同右 一三〇ページ）。但し、福井は同書  
一一八ページにおける報告では同年上半年の上海支店の燐寸取扱高は二千九百箱だと述べている。
- (32) 『諮問会議事録』（明治四一年）物産一九七ノ七 七四ページ。但し、漢口は該店の希望があれば直接取引を認めた。

## 2 東南アジア市場における燐寸輸出の展開

当該時期を通して、物産の輸出燐寸取扱高の常に首位を占めていたのはシンガポール支店であった（第二六表参照）が、東南アジア市場におけるわが国輸出燐寸市場はシンガポールを中心にボンベイ、カルカッタ、ジャワ、ラングーン、マニラなどであった。

シンガポールはビルマ、シャム、アンナンや南洋諸島へ燐寸を再輸出する仲継地の役割を果たしていたのであるが、一八九八（明治三一）年には、日本製燐寸は総輸入高の六五％を占め、香港より輸入された二八％を加えて、ほとんど独占的な市場支配をおこなっていたが、スウェーデン製燐寸を中心とする欧州燐寸も根強い力を示し、その競争は激烈であ

つた。<sup>(1)</sup>

また、日本燐寸と欧州燐寸の「分水点」として「両者角逐の市場」<sup>(2)</sup>であったボンベイとジャワも、有望な燐寸市場であった。ボンベイはカルカタ、マドラス、コロンボなどともに広大なインド燐寸市場の中心地であったが、その輸入状況は第二一表のごとくであった。この表からも明らかのように、その廉価なるをもって欧州燐寸を駆逐していた明治

第21表 ボンベイにおける燐寸輸入高（単位：函）

	日本産		欧州産		合計
	安全燐寸	硫黄燐寸	安全燐寸	硫黄燐寸	
明治39年	5,022	24,657	9,742	16,076	55,497
40	9,889	17,350	15,266	21,268	63,773
41	6,145	12,130	19,233	20,965	58,473

出所) 河津通『本邦燐寸及砂糖論』79ページ。

三〇年代前半に比べて、後半以降には、次第に日本燐寸が欧州燐寸に圧迫されるようになった。とくにスウェーデン燐寸との競争は激化し、日本燐寸は減退を余儀なくされた。日本燐寸減退の理由は燐寸製造業者が「眼前の利に趨り、已に一商人の手に売却せる同一商標を同時に他より要求せらるれば即ち是に応じ、同一商標間に競争を起さしめ、自己の行動によりて自己の商標の市場に於ける売値を崩す」という、悪弊と製品の粗悪さにあった<sup>(3)</sup>。これらの問題点はすでにみた如く、わが国燐寸工業の構造的矛盾のあらわれとしての過当競争の結果生じたものであるが、この点はジャワ市場においてもみられた。

ジャワはスラバヤ、パタビヤなどへの輸入燐寸の積送りの中心地であった。第二二表はスラバヤにおける輸入燐寸高を国別にみたものであるが、ここでも明治四〇年代に入ると、次第にスウェーデン燐寸に圧迫されていく傾向を示していた。その理由はボンベイと同じく、積出の不規則などの輸出上の問題と製品の粗悪さにあった。

日本燐寸の勢力の後退のもう一つの理由として土着資本の勃興があった。この点をインド市場についてみておけば、インドにおける有力な燐寸会社は孟買燐寸製造

第22表 スラバヤにおける燐寸  
輸入高（単位：函）

	日本産	一産 スウェーデン
明治37年	11,880	4,141
38	12,792	2,955
39	11,449	11,110
40	7,668	13,704
41	9,784	14,630

出所) 河津運『本邦燐寸及砂糖論』89ページ。

土着資本との激烈な競争に直面しながら、発展していったのであるが、それではかかる状況のなかで物産の燐寸取扱がどのように展開しているのか、という点について次にみておきたい。

すでにみたようにシンガポール支店における燐寸取扱は、一八九一（明治二四）年に開始されたのであるが、日本燐寸の輸出がおこなわれていることを示す最初の資料は一八九五（明治二八）年八月に、香港、ボンベイ店とともにシンガポール店宛に出された次の「令」<sup>(6)</sup>である。

令 新嘉坡支店

燐寸製造販売ノ件ニ付、今回大阪支店ニ相違候義ニ有之、自今当会社ノ商標相附シ、之レカ販途ヲ拡張センコトヲ期シ候ニ付、当初商標売弘メノ間ハ、多少損失ヲ来タスコトアルモ敢テ願ミス、成ル可ク之レカ販途ヲ伸張スルコトニ勉ム可シ、依テ当分ノ内見本トシテ其店ニ百函ノ持荷ヲ特許ス  
右相違候

明治二八年八月二五日

社長

会社をはじめとして、五会社があった。一八九七年、アーメダバッドに設立された燐寸会社は資本金十萬ルピー（約六万六千円）の株式会社で職工二百人を使用し、日産四百グロスの硫黄燐寸を製造していた。<sup>(4)</sup>このようにインドにおける燐寸工業は、「何等恐るべきに非るが如きも、若し軸木原材の豊富なるを事実にして、而かも器械力により本業を起すに於ては決して等閑に附する事能はざる」<sup>(5)</sup>ものであった。

以上のように、東南アジア燐寸市場における日本燐寸は、一方ではスウェーデン燐寸を中心とする欧州燐寸と、他方では次第に勃興しつつあった

こうして、すでに一八九〇年代前半において、シンガポール支店では燐寸販売業務に従事していたのであるが、日本燐寸の取扱が本格化するのには、一八九〇年代末年以降である。

すなわち、一八九八（明治三一）年上半季の「事業報告」では「今後（燐寸の引用者注）品質ト価格トニ注意シ商標売弘ヲ専ラトセバ、自ラ重要輸出品中ニ位スルノ望ミナキニアラズ、特ニ新嘉坡支店ニ於テ蘭貢及瓜哇ノ売弘ニ従事シ、稍ヤ成績ノ見ルベキモノアルヲ以テ、末期以後輸出益ス増加スルニ至ルベシ」とその期待がのべられている。そして商標売拡めに努めた結果、一八九七（明治三〇）年には下季の為替変動の激化という悪条件の中で、三三四七箱の販売高をみせ、翌九八年には七七八二箱<sup>8)</sup>、九九年には九六一九箱の販売高を示した<sup>9)</sup>。

しかし、その結果、過当競争を生み、さらに原料品課税、軸木騰貴などの悪条件も重なって、一八九九（明治三二）年上季には燐寸市場が不況となり、一時取引絶無、積出中止の打撃をうけた<sup>10)</sup>。この不況に拍車をかけたのは原料騰貴と金融逼迫に苦しむ製造業者が、ダンピングをおこない相場の値崩れを生じたことであった。しかし、物産のシンガポール支店における燐寸取扱高はその後も順調な伸びをみせ、一九〇二（明治三五）年には物産の輸出燐寸総高五万二千余箱中仕向地別総高ではシンガポールは香港、上海について第三位であったが、仕向地輸入総高に占める物産取扱高では第一位であり、シンガポール輸入燐寸高三万三八〇〇箱中、二万二千箱（六五%）を占めるにいたった<sup>11)</sup>。そして、一九〇三（明治三六）年には日本から直接輸出される燐寸の七三%を取扱い、〇四年上季には七九・七%を占めたのである<sup>12)</sup>。

一九〇七（明治四〇）年七月の「諮問会議」において、林シンガポール支店長は同店の燐寸取扱について次のようにのべている<sup>13)</sup>。

新嘉坡ニ於テ燐寸取扱ヲ開始シタル当時ニ於テハ、種々ノ種類ノ商標ヲ持込ミテハ却テ發達上ノ妨害トナルベントノ考ニテ、直木ノ「ベストマツチ」、双象燐寸ト云フカ如キモノニ力ヲ用ヒタルカ、幸ヒ直木ノ「ベスト」ハ蘭貢方面ニ於テ、大ニ好評ヲ博シタル

ヲ以テ是レヲ本トシ、新規商標ヲ増加シ行ク方針ヲ取リタリシ、而シテ其当時ハ種々ノ得意ヲ有シ、小ヲ集メテ大トナスノ方法ナリシカ、併シ是レハ有力ナル一ニノ者ニ委任スル方宜カルヘキヲ以テ、其後ハ其方針ニテ進ミ来リタルカ、幸ニ近來約定モ盛ニ為シ得ルニ至リ、既ニ本年ノモノハ勿論、來年ノ引渡品ニ付テモ先約定カニ万箱モ出来シタル次第ナリ、此ノ如キ有様ニテ、先ツ明年ノ売口ニ付テモ相当見込モ付キ次第ナリ、而シテ之ニ付テ種々考究ヲ尽シ見ルニ、今日引合ヲ為シツ、アル得意先ニテハ、先ツ現在ノ買付高カ頂上ナルヘシト想像セラル、ヲ以テ、此際是等ノ者ノミヲ便リテ從來ノ如キ取扱ヲナスヤ、又ハ今少シク手ヲ各方面ニ拡メ新規ノ商標ヲ売込マンカラ考ヘ之ヲ計画シツ、アリ、之ニ付テ「パタビヤ」方面迄試売ノ為メ百箱程送り出シ見タルカ、自分出立ノ際報告ニ接シタル所ニテハ、先ツ結果モ好キ模様ナリ、或ハ此地方ニ於テモ成効スヘキヤト大ニ望ヲ囑シ居レリ、而シテ燐寸商売ハ我々ノ支店ニ於テ今日取扱ヒ居ル金高ヘ七十万円ニテ、此取扱高ハ我社ノ燐寸取扱店中ニ於テ先ツ好地位ヲ占メ居ルモノト云フヲ得ヘシ、又新嘉坡ニ於テ全体ノ燐寸輸入高ニ對シ半数迄ノ高ハ取扱ヒ居ル次第ナリ、併シ我々ハ兎ニ角燐寸商人トシテ人モ許シ居ルヲ以テ此商売發展ニ心ヲ用ヒ、或ハ商標ヲ新規ニ作り、今少シ販路ヲ拡メシメタシト考ヘ中ナリ

シンガポール支店における燐寸取扱の実態をよく示しているが、とくに、物産の方針が「小ヲ集メテ大トナスノ方法」から「有力ナル一、二ノ者ニ委任」する方法に変わったとのべていることは注目される。そして、その主要取扱商標が神戸の有力燐寸製造業者であった直木政之介との契約を結んだ「ベスト燐寸」、「双象燐寸」であり、こうした物産と直木との関係が後年の共同出資による日本燐寸株式会社設立に至らしめることについては次章でのべる。

さて、シンガポール支店取扱燐寸の多くはラングーンに向けて再輸出されていたのである。従って、次にラングーン市場の展開についてみておこう。

一九〇四（明治三七）年には物産はラングーン輸入燐寸総高の七々八〇%を取扱っていたが、これは「直木ノ燐寸ヲ売込ミ居レハ之ヲ引受ケルコト、ナリテヨリ、之ニ似寄リタル品ヲ案出シテ引合セタル結果」であった。<sup>14)</sup>しかも、ラングーンはビルマ内地への輸入燐寸の仲継地でもあり、またインドと連結する広大な市場を背景としていたために、燐寸市場としては有望であった。そのため物産は一九〇三、〇四年の二度にわたり、シンガポールの馬場玲蔵をラングー

ン、カルカッタ地方の市場調査に派遣している。明治四〇年代に入ると日露戦後の不況による一時的後退はあったが、一九〇九（明治四二）年には景気回復とともに、再び活気を取り戻し、「在荷ノ一掃ト長ク買控ヲ持續セリ、需要者ノ市況順調ニ乗ジテ買競ヒタル結果『ベスト』印太物、特に売行良行ヲ極メ多大ノ約定ヲ遂行シ、荷渡高実ニ一万五百余箱<sup>(15)</sup>」にのぼるといふ好況を呈した。この好況は、また販売競争を激化させることになり、物産が独占的に支配していたラングーン市場における地位を低下させることにもなった。

燐寸販売は本来、燐寸そのものの技術的簡易性から良質品の独占的支配が困難で、類似品によって支配的商標が駆逐されることはしばしば起った。こうした状況を生みだしたもう一つの大きな理由として、一九一一（明治四四）年九月の日本郵船会社のカルカッタ航路の開通があつた。<sup>(16)</sup>この結果、東南アジアの燐寸市場をめぐる競争は激化したのである。

こうして、ラングーン市場における物産の燐寸取扱の減退は新たな市場の開拓を必要とし、物産のインド市場への進出が積極化するのである。従つて、最後にボンベイ、カルカッタを中心とするインド市場における物産の展開についてみておきたい。

第三三表は一九〇三（明治三六）年のインド向日本燐寸の輸出高を示したものである。安全燐寸に対して、黄燐、硫黄燐寸の輸出高が大きいがこれはインド市場にかぎらず、東南アジアにおける需要の特徴であつた。

第二四表は一八九〇年代末年のボンベイにおける物産の燐寸販売高を示したものであるが、その顕著な伸びが明らかである。一九〇三（明治三六）年四月の段階では、ボンベイにおける物産の燐寸取扱はシンガポールに次ぐ勢力をもち、取引上多少の問題をもちつつも、利益をあげており、しかも、インドは「全国的ニテ日本ノ輸入高ノ三倍ノ需要アリ、若シ販売ノ方法、製造ノ方法ヲ改ムレバ更ニ拡張ノ余地アル<sup>(17)</sup>」有望な市場であつたのである。

その結果、一九〇三（明治三六）年にはボンベイ市場において、物産は八千八百箱（日本燐寸輸入総高の六一%）を取扱ひ、



第23表 日本燐寸のインド向輸出高  
(明治36年現在)

	輸 出 高	金 額
安全燐寸	970,001 <sup>箱</sup>	300,545 <sup>円</sup>
黄燐寸 硫黄燐寸	1,947,867	546,127

出所) 山岡次郎『印度貿易論』6ページより作成。

第24表 ポンベイにおける三井物産  
の燐寸販売高(単位:箱)

	上半季	下半季	合 計
明治30年	45	486	531
31	1,312	1,919	3,331
32	2,059	3,818	5,877

出所) 三井物産各年度『事業報告』より作成。

「諮問会議」では「是等ノ事ハ成ルヘク相当ニ政府ノ力ヲ借りテ円満ニ局ヲ結フコトニシタシ」と日本政府による解決を期待している。ボンベイ市場における燐寸取扱上の問題点については、一九〇八(明治四二)年八月の「諮問会議」における間島支店長の次の発言が明らかにしている。<sup>(19)</sup><sup>(20)</sup>

此方面(ボンベイ方面—引用者注)ニテ日本燐寸ノ発展セサル原因ハ、燐寸製造家カ自殺的商売ヲ為スタメニシテ、即チ商標ノ如キモ概子北清方面ニ輸出セラル、モノヲ其儘持来リ、例ヘハ、最初ハ十五円ニテ売込ミタルモノモ、其次ニ、十四円五十銭ニ引合ヲ為ス者アレハ其値段ニテ売渡シ、其後、又十四円ニ引合フ者アレハ、尚利益アルニ付之ニ売渡シ、次キニハ十三円ニテモ売渡スト云フカ如キ有様ナリ、然ルニ一方孟買地方ニ於テ燐寸ノ取扱ヲ為ス大商人ハ二三ノ者ニ過キス、其内ノ一人カ或ル燐寸ヲ買取り相当ノ口銭ヲ得テ売扱メツ、アル間ニ、他ノ商人カ五十銭安ノモノヲ売出スコトアラハ、前者ト自己カ高値ニ仕入レタルモノ、価ヲ維持センカ為ニ之カ買占メヲ為セハ、其後尚ホ夫レヨリ安値ノモノ現ハレ来ル有様ナレハ、到底之ニ堪エルコト能ハス、斯カル事情ナルヲ以テ日本ノ燐寸ハ不安心ニテ仕入ヲ為シ難シト云フカ如キ感念ヲ拘カシムルナリ

翌年上半には三千五百箱(同六%)を扱った。<sup>(18)</sup> 物産のボンベイ向燐寸の大部分は大阪の有力な燐寸業者であった土居亀太郎の製造する硫黄燐寸が中心であったが、物産は土居との間にも特約関係を結び、共有商標を設定した。

インド向輸出燐寸の多くは硫黄燐寸であったが、これは危険度が高く、そのためボンベイでは陸揚げの時間を制限されるなど、その取扱上で種の困難があったが、一九〇四(明治三七)年の

日本燐寸の過当競争の持つ矛盾が明白に語られているが、それはまた、わが国燐寸工業の構造的特質に根ざしたものであるだけに、物産の燐寸取扱業の発展にとって重要な問題であり、それは燐寸工業の生産過程への介入によってしか解決されえない性質のものであったといえよう。

これらの問題に対し、右の「諮問会議」では共同販売の方法をとることや、スウェーデン燐寸などの有力燐寸の模造商標によって、勢力の拡大をはかることなどが論議されている。

最後に、ボンベイとともに、インドにおける有望な燐寸市場であったカルカタ市場についてみておけば、一九〇四（明治三七）年八月の「諮問会議」において、大野シンガポール支店長は次のようにカルカタ市場の状況について述べている。<sup>(21)</sup>

「カルカタ」ハ先刻モ述ヘタル如ク、今春、馬場玲蔵ヲ派遣シタル結果トシテ二軒ノ取引先ヲ得シカ、此地ハ尚ホ燐寸ヲ入ル、ノ余地アリ、即チ、現今輸入高ノ六七割ハ瑞典燐寸ナリ、故ニ之ヲ駆逐シテ日本燐寸ヲ入レシムレハ充分発達ノ余地アリ、併シ「カルカタ」ニ支那人ハ勢力ナク、「ジュー」ノ勢力頗ル強大ナリ、「ジュー」ノ日本人ト取引スルモノハ皆ナ商標ヲ自己ノモノトシテ登記シ居レリ、是ハ新シキ商標ヲ作りテ我社自カラ登記スル方得策ナレハ、我支店ニテハ其方針ヲ採リツ、アリ、此地ノ取引先ハ「ジュー」ヲ重ナルモノトスルヲ以テ、余程注意セサレハ危険ナリ、故ニ品物ヲ売ルニハ現金ナレハ先方ニハ余リ好都合トハ言ヘス、今後二二年ノ内ニハ漸次先方ノ模様モ分リ、相手方モ尚大キク為サントスルニ至ルヘシ

カルカタでは清商資本の勢力のないかわりに、ユダヤ資本が勢力をもっており、物産がその取引に対して、強い警戒を示しつつ、その発展をはかっているのは興味深い事実であり、燐寸販売業の競争の激しさと燐寸の国際的商品としての性格を示している。

以上のように、東南アジア市場における物産の燐寸取扱業の展開は、一方においては土着資本と、他方においては欧州燐寸やユダヤ資本との激しい競争を通しておこなわれていたが、それはまた、物産のわが国燐寸工業とのかかわりを

一層緊密にすると同時に、斯業に對する物産の影響力をますます大きくすることになったのである。それは燐寸という國際的商品の世界市場における規定性が物産を通じて、国内の燐寸工業に反映されることでもあったのである。

- (1) 武田前掲書 一一二～三ページ。
- (2) 河津前掲書 七八ページ。
- (3) 同右 八一～七ページ。
- (4) 武田前掲書 一一〇ページ。
- (5) 河津前掲書 六八ページ。
- (6) 『諸伺及指令綴』（明治一七・八年） 物産八三。
- (7) 『明治三一年上半季事業報告』 物産六一四ノ二 一四ページ。
- (8) 『三十二年事業報告』 物産六一四ノ三 一三ページ。
- (9) 『三十二年事業報告』 物産六一四ノ六 一六ページ。
- (10) 『明治三二年上半季事業報告』 物産六一四ノ五 一三ページ。
- (11) 『諮問會議事録』（明治三六年） 物産一九七ノ二 一〇〇ページ。
- (12) 『諮問會議事録』（明治三七年） 物産一九七ノ三 一一七ページ。
- (13) 『諮問會議事録』（明治四〇年） 物産一九七ノ六 四三五～六ページ。
- (14) 『諮問會議事録』 物産一九七ノ三 六八ページ。
- (15) 『明治四二年下半季事業報告』 物産六一四ノ一五 二六ページ。
- (16) カルカッタ航路の創設については『日本郵船株式会社五十年史』二三四ページ参照。なお、このカルカッタ航路は神戸と当時のインドの首府で、商工業の中心であったカルカッタ間の航路で、途中の寄港地は門司、上海、香港、シンガポール、カン、ラングーンの諸港であった。
- (17) 『諮問會議事録』（明治三六年） 物産一九七ノ二 一〇一ページ。
- (18) 『諮問會議事録』（明治三七年） 物産一九七ノ三 一一八ページ。
- (19) 同右 一一〇ページ。

第25表 三井物産輸出燐寸取扱高全国比  
(単位：円)

	全国輸出高(A)	三井物産取扱高(B)	B/A %
明治29年	4,986,260	64,900	1.3
30	5,641,993	67,876	1.2
31	6,273,949	239,576	3.8
32	5,890,666	354,576	6.0
33	5,760,869	455,838	7.9
34	7,392,869	681,705	9.2
35	8,169,966	1,014,143	12.4
36	8,473,072	1,471,473	17.4
37	9,763,860	2,588,622	26.5
38	10,360,762	1,419,000	13.7
39	10,915,905	1,571,000	14.4
40	9,446,532	1,805,000	19.1
41	9,468,602	1,514,327	16.0
42	11,625,185	2,154,858	18.5
43	10,389,666	2,096,850	20.2
44	10,072,886	2,196,962	21.8
45	12,043,784	2,563,975	21.3
大正2	11,864,514	2,362,000	19.9
3	11,052,254	2,204,000	19.9

出所) 第22次、第26次、第31次『農商務統計表』及び三井物産各年度『事業報告』より作成。

本節では前節までに見た物産の東アジア燐寸市場における展開を背景に、物産の燐寸取扱高がどのように発展しているかを明らかにするとともに、明治三〇年代以降における物産の燐寸取扱業に対する営業方針についてみておきたい。

第二五表は当該時期の物産の燐寸取扱高を全国輸出総高との比でみたものである。物産の取扱高は一九〇二(明治三五)年に急増し、百万円代にのると同時に、その全国比に占める割合もほとんど累年、輸出総高の一〇〜二〇%前後を占めている。

### 3 三井物産の燐寸取扱業の発展

- (20) 『諮問会議事録』(明治四十一年) 物産一九七ノ七 七六〜七ページ。
- (21) 『諮問会議事録』(明治三十七年) 物産一九七ノ三 一一二〜一三ページ。

第二六表はこれを物産の総取扱高と輸出総高との比でみたものであるが燐寸単独としてはその割合はそれほど大きくはないが、石炭、棉花、綿糸・布等の主要商品に対する「雑貨品」と総称される取扱商品の割合の大きさを考慮にいれるならば、燐寸の持つ意味は大きかったというべきであろう。特に輸出品としての燐寸の持っていた

第26表 三井物産総取扱高及び輸出総取扱高に占める燐寸取扱高の位置

年 度	総取扱高 <sup>(A)</sup>	輸出総取扱高 <sup>(B)</sup>	燐寸輸出総高 <sup>(C)</sup>	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$
	千円	千円	千円	%	%
明治30	53,730	10,432	68	0.1	0.7
31	62,563	13,404	240	0.4	1.8
32	66,230	25,439	355	0.5	1.4
33	88,270	22,093	456	0.5	2.1
34	74,298	20,952	682	0.9	3.3
35	85,535	24,625	1,014	1.2	4.1
36	96,215	33,044	1,471	1.5	4.5
37	127,621	43,764	2,589	2.0	5.9
38	180,895	51,604	1,419	0.8	2.7
39	199,502	71,409	1,571	0.8	2.2
40	235,164	82,107	1,805	0.8	2.2
41	242,771	71,232	1,514	0.6	2.1
42	223,743	85,241	2,155	1.0	2.5
43	278,038	103,285	2,097	0.8	2.0
44	317,102	111,644	2,197	0.7	2.0
45	359,336	124,463	2,564	0.7	2.1
大正2	402,041	153,089	2,362	0.6	1.5
3	452,387	168,622	2,204	0.5	1.3
4	438,169	152,180	2,685	0.6	1.8

出所『三井物産会社小史』165～166ページ及び三井物産各年度『事業報告』より作成。

注) 百円以下を4捨5入。

意義は物産の海外市場拡大という点で大きかったといえよう。  
 第二七表は物産の燐寸販売結了高を各支店別にみたものであるが、上海、香港、台南、シンガポールがその中心地であった。とくにシンガポールの販売結了高は当該時期を通して首位を占めていた。

第27表 三井物産燐寸販売結了高店別明細

	明治43年下半年季		44年上半季		44年下半年季		45年上半季
	箱	円	箱	円	箱	円	円
本 店	1,229	22,086					
業 部							
上 海	3,362	66,014	7,513	152,125	714	14,754	70,493
台 北	5,405	104,008	2,086	32,200	2,428	36,104	35,533
香 港	2,126	10,029	6,153	109,376 (219,185)	4,613	86,720	98,133
大 連	1,155	31,201			2,103	7,972	10,770
天 津	2,272	57,627	1,484	34,068	696	17,871	2,496
新 嘉 坡	18,460	357,951	15,474	299,751	20,327	401,113	492,255
京 城	15,476	58,349	15,366	55,634	11,054	39,089	55,949
孟 買	2,025	37,263	3,190	57,375	2,306	40,896	28,776
台 南	2,979	58,244	5,730	113,629	5,253	104,232	102,170
馬 尼 刺	325	25,084	600	44,493	850	64,617	70,212
安 東 県	168	3,998	180	4,200	16	277	2,485
厦 門	3,570	83,658	5,367	77,886	4,050	91,109	9,180
広 東 州 部	475	9,758	1,664	34,083	1,064	22,366	7,814
滿 洲 營 業 部			11,718	50,382 (91,186)	26,961	117,722	90,263
漢 口			1,611	40,742	1,536	38,530	40,774
福 州	400	8,835					
瓜 哇	1,278	41,272					
滿 州			100	2,181			
神 戸				48,347			
名 古 屋				7,047			
大 阪				989,489			
合 計	60,705	975,378	78,236	1,108,025	84,231	1,088,937	1,203,375

出所) 三井物産各年度『事業報告』より作成。

注) 44年上半季の( )内分は合計に加えていない総取扱高を示す。

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第28表 明治37年上半年三井物産各店燐寸取扱高及び利益金

支店名	取扱高	利益金
大阪	(販売扱) 35,931 (仲買扱) 3,333.5	円 8,788.33 242.06
新嘉坡	16,768	15,265.16
孟買	8,094	3,420.03
香港	5,392	4,543.35
上海	3,475	3,975.76
天津	1,213	2,386.20
馬尼刺	850	264.96
合計	77,061	38,885.84

出所)『支店長諮問会議事録』物産197/3 130ページより作成。

それでは物産は燐寸取扱業においてどれほどの利益をあげていたのであろうか。第二八表は一九〇四（明治三七）年上半年におけるそれを示したものであるが、半季で約三万九千円の利益をあげており、とくに、シンガポール支店が一万五千余円の収益をあげて首位であった。その絶対額は多くないが順調な伸びを示しているといつてよいだろう。

すでにみたように物産の燐寸取扱高は一九〇二（明治三五）年を契機として、急増しているが（第二五表参照）、かかる発展がいかなる物産の営業方針のもとになされているかについてみておくことは、それ以後の物産の燐寸工業への進出を明らかにする上で重要である。従って、次に明治三〇年代後半以降における物産の燐寸取扱業に対する営業方針の展開についてみておきたい。

一九〇二（明治三五）年五月、次のような「内訓」<sup>(1)</sup>が各関係店に出された。

内訓

各関係店

燐寸ハ我邦ノ重要輸出品ニシテ、昨三十四年度ニ於ケル輸出総高ハ実ニ七百万円以上ニ達シタルモ、其内我社ノ取扱高ハ七拾万円ニ過キス、従テ向後十分拡張ノ余地アルノミナラス、本商買ハ東洋ニ於テハ我製品ノ独占トモ謂フヘク前途益好望ニ付、我店ニ於テ大ニ力ヲ此商売ニ致サ、ルヘカラス、右ニ就テハ追追其施設方等ニ付指示スル所アルヘキモ、各関係店ニ於テ予メ其趣旨ヲ体シ、目前ノ小利ニ拘々セシテ永遠ニ其進捗ヲ期スルノ方針ヲ執リ、専ラ適當ノ商標品ヲ選ミ其ノ販路ノ拡張ニ努ムル等、内外協力其経営ニ従事スヘシ

右及内訓候也

明治三五年五月八日

社長

ここに物産は燐寸取扱業を「目前ノ小利ニ拘々セズシテ永遠ニ其進捗ヲ期スル」ものとして、本格的に斯業に取組む方針を打出した。

そして同時に、この方針を具体化するものとして、次のような五つの基本方向を打出したのである。長文ではあるが物産の意図をよく示しているので引用しておきたい。

#### 第一 商標ノ信用ヲ博スル事

本商売ノ發達ヲ計ルニハ商標ノ信用ヲ博スルコト最モ必要ナリ、夫ノ一疋象ノ孟買ニ於ケル、ベスト双象及黒象ノ新嘉坡ニ於ケル、月琴印ノ香港ニ於ケル等ハ、既ニ夫々販路ヲ得タルモ、猶ホ進シテ北清各地ニ於テモ適當ナル商標ヲ選シ、其信用ヲ博センコトヲ期セサルヘカラス、此目的ニ向ッテ新規商標ノ登録ヲ為スカ、又ハ他人ノ商標ヲ買収シテ之カ売払メニ努メ、以テ当社専有ノ商標ヲ需要者ニ周知セシムルコト極メテ肝要ナリトス

#### 第二 商標ヲ売払ムル為メニハ、最初多少ノ損失アルモ之ヲ忍ハサルヘカラサル事

新規ノ商標ヲ売払ムルニハ始メヨリ収益ヲ期スヘカラス、先ツ最初ノ一二年間ハ一函ニ付二十五錢乃至五十錢位ノ損失アルモ、之ヲ忍ヒテ売捌キヲ為シ、一ケ年三四千円ノ損失ヲ覚悟シテ、一万函以上ノ売込ヲ為シ、大ニ其販路ヲ開拓シ、然ル後始メテ一廉ノ商売ト為リ、最初ノ損失ヲ回復スルコトヲ得ベシ

#### 第三 前項ノ損失ハ本店損失準備金ヨリ支出スル事

燐寸商売ニハ前項ノ如ク、最初ノ一兩年間ハ商標売払メノ為メ損失ヲ覚悟セサルヘカラサルモ、其損失ヲ各支店ヲシテ負担セシムルトキハ、自然損失ヲ厭フノ余リ、販路ヲ拡張シ得サルノ恐ナシトセス、故ニ這般創始ニ属スル損失ハ本店損失準備金中ヨリ之ヲ支出スルコトトシ、以テ本商売ノ助長ヲ計ラサルヘカラス

#### 第四 燐寸工場ト連絡ヲ計ル事

燐寸工場ハ差向キ設立ヲ要セサルモ、之ト連絡ヲ計ルコト必要ナリ、蓋シ、燐寸ノ製造家中ニハ往々支那人等ヨリ資金ヲ借入レ、其箝制ヲ蒙リ居ル者尠ナカラサルモ、我社ニ於テハ從來大阪ノ製燐社、神戸ノ直木政之助、広島ノ香阪万兵衛等ト親密ノ關係ヲ有シ居ルノミナラズ、支那人等ノ為メニ牽束サレサル製造家ニ多少資金ヲ貸与スルカ、又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ結付ケ当社ノ注文品ヲ製造セシムルノ道ヲ講シ得ヘキヲ以テ、自カラ工場ヲ所有スルノ必要ナシ



第五 北海道ニ於テ揚柳ノ植林ヲ計ル事

燐寸商売ノ隆昌ヲ計ルニハ可成其原価ヲ低廉ナラシムル道ヲ講シ、以テ競争者ヨリ優勝ノ地位ニ立タサルヘカラス、而シテ原価ヲ低廉ナラシムルニハ其原料ノ重モナル部分ヲ占ムル軸木ヲ安価ナラシムルコト最緊要務ナルモ、顧ミテ其唯一ノ原料トモ云フヘキ北海道産揚柳ノ現況ヲ見ルニ運搬ノ便アル箇所ハ殆ント伐採シ尽シ而モ植林ノ道ヲ講スル者ナシ、是故ニ燐寸商売ニ対スル永遠ノ策トシテハ今ヨリ北海道ニ於テ運搬ノ便アル適当ノ地点數百萬町歩ヲ選定シ、揚柳ノ植付ヲ為シ以テ他日ノ計ヲ画セサルヘカラス

それは商標の信用獲得の方法から、原料たる揚柳の植林まで含む徹底したものであった。とくに、燐寸製造業者との関係においては清商資本支配力の及んでいない製造業者に前貸金融をおこなない、物産の注文品を製造させる方針をとり、自からは燐寸工場を所有する必要がないとしていることは、当時の物産の燐寸工業に対する立場を示すものとして注目される。

こうした燐寸工業に対する物産の積極的な方針はまた、物産の指導者たる益田孝の方針でもあった。すでに、一九〇二（明治三五）年四月の「諮問会議」において益田は「燐寸ノコトハ委員ヲ定メ真面目ニ調査研究スルコト、致シタシ、瓜哇、新嘉坡、其他東洋各港ニ支店出張員アル以上販路ニ就テノ機関ハ十分完備セル次第ナレハ、是非本商売ハ擴張致度モノナリ」とのべて、<sup>(3)</sup> 斯業への積極的な姿勢をみせていたが、翌年四月の「諮問会議」では燐寸取扱業務について次のような論議がおこなわれた。<sup>(4)</sup>

益田 燐寸ハ各地ニ割リテ見レバ少シト雖モ、之ヲ供給スル大阪ニ於テハ百万円以上取扱ヒ居レドモ其割合ニ儲ケ少シ、将来日本ノ品物ニシテ競争ナカルベキハ先ツ燐寸ナルベシ、然ル以上ハ此山多キ国ニモアリ、樹木ヲ繁殖セシメ軸木ヲ安クスルノ工風ヲ為セバ東洋各地ニ之ヲ供給スルハ我国ヲ措テ他ニアラザルベシ、故ニ何年経過スルモ此業ハ我社ノ力ヲ尽スベキ事業トシテ大ニ努メ度キ精神ナリ、然ルニ我々ノ見ル所ヲ以テスレバ、此商売ノ擴張ニ就テハ諸君ハ精神ヲ入レラレザルモノ、如キモ、是レ大ニ誤リタルモノニテ、今日縦令利益ナシトスルモ将来我社ノ重要ナル商売トナルベキモノナレバ、目前ノ利益ノ有無ニ拘ハラズ、此事業ハ「パーマ子ント」ノ業トシテ大ニ力ヲ尽サントノ精神ヲ有セラレタシ、昨日来聞ク所ニテハ原料ノ内軸木ガ最モ重キヲ為スモノ、

如クニシテ、是ニ就テハ我社自カラ植付マデセントスル程ナレバ、此売広メニハ各地其大ニ力ヲ入ル、様希望ニ堪ヘザルナリ、是ニ就テハ此供給者タル大阪支店ノ談ニ五万箱ヲ産出スルノ力アリトノ事ナリシカ、今少シクシテ貰ヒタシトカ、斯クセバ販路ヲ拡メルコトヲ得ベシトカ云フガ如ク進ミタル相談ヲシテ貰ヒタシ

藤瀬 従来ノ経験ニテハ例ヘバ、百箱ナリ二百箱ナリ見本トシテ造ル場合ニハ必ず損失アリ、而ルニ次其ギニ先方ヨリ相談シ来ル時ハ必ず価ヲ直切ル事トナル、之ヲ製造所ニ掛合ヘバ承知シテ自分モ損失ヲシテヤラント云フ者モアレドモ、多クハ損失ヲ見ナガラ出ス事ヲ為サズ、此場合ニ於テハ、尚ホ注文者ト引合ヲ為サントセバ勢イ我社ニテ損失ヲ為サルベカラズ、斯ノ如キ時ニモ其損失ハ一時ノモノナレバ、是非共此商売ハ継続セザルベカラズ、然ルニ従来ハ三、四分ノ利益アリシモノナレバ其損失ハ本店ニ附廻ハシテ負担シ呉ル、ナラバ之ヲ為サント云フガ如キニテハ、燐寸商売ハ此後ハ販路ヲ拡メルコトモ出来ザルベシ

益田専務 諸君ノ言フ所ヲ聞クニモ、熱心ナル商売ニ就テハ盛ニ求ムル所アレドモ、燐寸商売ノ如キハ止ムヲ得ズ取扱フト云フガ如クヨリ外見エズ、然レドモ此商売ハ飽迄モ為サルベカラザルモノナレバ、諸君ニ於テ其精神ナレバ、斯ノ如キ商標ヲ作ルヲ以テ其物ノ信用ヲ得ル迄ハ、本店ニ於テ其損失ヲ負担セラレタシトカ、其案ノ現ハルベキ筈ナルニ然ラザル所ヲ以テ見レバ、之ヲ度外ニ置クモノト云フベシ、此商売ハ十年ノ後ニハ著シキ商売トナリ、二千万円ノ高ニ上ルコト難カラザルベシ、諸君モ本店ノ意ノ在所ヲ体シテ充分ニ力ヲ尽サレンコトヲ望ム

藤瀬 尚ホ運賃ノ事ナルガ、郵便会社ニ於テモ重要輸出品トシテ特別ニ安クナセルモ、尚ホ此上ニ安クシテ貰フコトヲ交渉中ナリ、又ハ一割戻ヲ今日ハ神戸ノ取得トセリ、之ニ就テハ度々神戸ト協議スレドモ之ヲ収メザレバ立行カズトノ事ナルガ、仕入店ハ利益ナクシテ神戸ハ殆ド二分ノ口銭ヲ得ツ、アリ

益田専務 夫等ノモノハ之ヲ取上グルルモ可ナリ、今日ノ場合ニ於テハ之ニ就テハ利益ヲ見ルコトハ目的トセズ、将来ノ利益ヲ図ルベキナリ

兩 天津ニ於テハ、昨年取扱ヒタル高ハ漸ク二千箱ニテ今年ハ五百箱位シカ出来ズ、其後大ニ力メタレドモ、遂ニ直段ノ出合ハザル為メ出来ザリシ、我々ノ競争者ハ数多アレドモ、其内最モ大ナル「アーノルドカーパーク」等ノ商ヒ方ハ大ナル得意ヲ捉ヘテ、例ヘバ、数月間ノ入用高ヲ聞キ二千ナリ三千ナリト云ヘバ、其商標ハ何レナルカヲ聞キ価ヲ定メスシテ輸入ス、而シテ其価ハ成行キニテ売リテ損失アルモ得アルモ差支ナシ、ト云フガ如キ方法ニテ商売ヲ為セリ、我々モ亦此方法ヲ採ラザルベカラズト考ヘ、昨年来大阪ト交渉シ居レトモ、未ダ全ク纏ラザル為メ擴張ヲ図ルコトヲ得ザルモ、之ヲ擴張セントセバ勢イ此方法ニ拠ラザルベカラズ、若シ然カスル時ハ今ヨリ数倍ノ商売ハ必然出来ベク、又夫レガ為ニ良得意モ出来ルニ至ルベシト確信シテ疑ハズ

藤瀬 併シ余リ長引キテハ差支ヲ生ス

南 精々長クテ二ヶ月ナリ

藤瀬 我社ノ商標ノ物ナレバ価ヲ定メズトモ差支ナンシ、尚ホ一寸新シキ物ハ宜キヤウナレド、到底売ラザルベケレバ、矢張り古キ商標ノモノヲ取扱フ方宜カラシ

犬塚 香港ニテハ燐寸ニ就テハ出来ルダケノ熱心ヲ以テ従事シツ、アリ、例ヘバ得意先ヨリ苦情アリ、又注文アル場合ニハ直チニ大阪ニ通知シ、大阪ニテハ之ニ対シ直チニ欠点ヲ正シ注文ニ応ジ熱心ニ尽サレルコトハ能ク知ル所ナリ、大阪ニテモ亦香港支店ノ如何ニ力ヲ用イツ、アルカハ知ラル、所ナルベシ、先刻専務ヨリ冷淡ナリトノコトヲ言ハレタルモ事實ハ以上述べルガ如シ

益田専務 今少シ力ヲ入レテ貫ヒシト言ヒシハ、精神ヲ入ル、商売ニ就テハ盛ニ意見アルモ、此問題ヘ就テハ全ク議論ナキ故ニ、或ハ冷淡ナルニアラズヤト密カニ危ミタル次第ナルガ、果シテ然ラザレバ誠ニ結構ナレドモ、尚ホ今日ノ有様ニテハ満足スルコト能ハズ、今南氏ノ言ハル、如ク斯クシタシトカ種々ノ工風ヲ聞キタキモノナリ

南 最近極メテ妙ナル現象ハ、案全ト云ヘル燐寸他ノ商店ヨリ三井洋行ノ看板ニテ這入り来レリ、早速之ヲ求メテ試ミタル所、我社ノ案全ヨリ遙カニ良品ナリシ、此事ハ詳細報告シ置キタリ

益田専務 尚ホ滞留中ニ販売店、買入店ト今少シ熟考ノ上打合ヲ為スコト、シ、此相談ハ是ニテ止メ置カシ

犬塚 燐寸業ノ将来ハ非常ニ有望ニシテ、我國ハ競争者ナクシテ東洋ノ供給者タルベシトノ談アリシガ、是ニ就キ参考迄ニ述ベ置カシニ、非律賓ニ於テハ新関稅實施以來我燐寸ノ輸入シ能ハザル丈ケニ税金ヲ引上ゲタリ、又南支那ニ於テハ福州、九龍、広東ノ三ヶ所ニ規模ハ小ナレドモ支那人ノ製造業者アリ、香港ニ於テ燐寸小売屋ニ在ル品ハ大部分九龍製ノモノナリ、斯カル有様ナルヲ以テ将来ノ事ニ属スレバ確ト断定スルコトヲ得ザレドモ、競争者ナクシテ供給スルコトハ或ハ難カラシカト信ズ

益田専務 固ヨリ左ル事アラン、然レドモ支那地方ニ於テ使用スル軸木ハ何レヨリ取ルカト云ヘバ、悉ク我國ノ供給スルモノナリ、元來軸木ハ寒地ニアラザレバ成育セズ、我國ニテモ北海道ノミニ産スルモノナレバ、此点ヨリ大ニ意ヲ強フスルニ足ル、併シ亞米利加ノ松ヲ以テ製スル者アリトノ事ヲ聞キシガ、是等ノ模様ヲ我々ハ聞カント切ニ望ム所ニシテ、香港等ニ於テ如何ナル材料ヲ使用スルヤ今日承ル所ニテハ、是非共白楊樹ニ限ルト云フコトモ聞カズ、左リナガラ若シ白楊樹ヲ用ヒザルベカラズトセバ、日本ノ特有物ナレバ真ニ力ヲ尽スベシ、又非律賓ニ於テ関稅云々ノ事アリシモ、果シテ右等ノ事アラバ外務省ニモ申立テ之ニ対シテ彼ノ國ノ砂糖稅ヲ高クスルトカ夫等ノ方法如何トノ協議モ、果シテ諸君ガ此商売ニ意ヲ用キタランニハ必ズ出ツベキ筈ニシテ、我々モ亦之ヲ聞カント欲スル所ナリ、我國ノ如キ山嶽多キ國ニアリテハ材木ヲ種々ノ方法ニ依リ輸出スルコト大ニ適スルノミナラズ、人

モ容易ニ得ラレ又貧民多キ所ニ於テハ、其救助ノ事業トシテモ之ヲ為スハ最モ良キ事ナリ、況ヤ支那内地ノ鉄道發達セバ尚更拡マ  
ルニ至ルベケレバ、是ニ付キ我燐寸商売擴張ノ妨害トナルベキ事ハ能ク承リタシ、今ノ非律賓ノ如キハ我外務省ニテ交渉スルコト  
能ハザルニアラズ、夫レヲ單ニ望ミナントシテ放棄スルガ如キニテハ到底擴張ヲ図ルコト能ハザルベク、又我々ハ最早左ル意氣地  
ナキ商人タルヲ甘シズベキニアラズ

ここに益田の斯業に対する執念ともいふべき意図が赤裸々に吐露されており、斯業に消極的な各支店長を叱咤激励し  
ている。このような益田の積極的な姿勢の根拠はどこにあったのであろうか。それは第一に、燐寸が将来日本の商品と  
して、国際市場において独占しようという見とおしである。従つて、それは物産にとつて将来の重要な「商売」となると  
いう確信である。第二に、その確信の背景にある燐寸工業と中国市場に対する認識である。すなわち、わが国は燐寸軸  
木の原材たる白楊樹が豊富に存在し、またその植林も可能であり、中国燐寸工業の発展もわが国に軸木を依存している  
ために恐れる必要のないことと、中国における鉄道の開通による内陸市場の拡大の見とおしである。さらに第三として  
わが国は「貧民」が多く、労働力を容易に確保しようことと、「貧民救済事業」としても最良であるということであり、  
第四に、このように好条件にめぐまれているわが国の燐寸「商売」は十年後には二千万円を超す重要な輸出品となると  
いう見とおしであった。そのため「目前ノ利益ノ有無」に拘々せず「パーマシント」の業として促進すべきだとのべて  
いるのである。当該時期における日本燐寸の生産高は二千万円には及んでいないが（第九表参照）、益田の見とおしは、  
ほぼ的を得ていたものであったといえよう。

こうして、これ以後の物産の燐寸取扱はこの方針にそつて展開されるにいたる。その結果、一九〇八（明治四一）年八  
月の「諮問會議」において決定された物産の取扱品目の分類において、燐寸は「当社取扱商品中ノ大宗ニシテ将来鋭意  
其取扱ニ当リ益々其擴張發達ヲ期スヘキモノ」として、石炭、生糸、木材、枕木、棉花、機械鉄道用品、米とともに最重

要商品として位置づけられたのである。<sup>(5)</sup> 燐寸が最重要商品に入っているのは、「三井物産が神戸の製造家直木政之介と共同して群小製造業者を合同せしめ、明治四〇年には日本燐寸製造会社を創立し、その製品の輸出並に内地販売に当たつたからで」<sup>(6)</sup>あるといわれるが、「雜貨品」としての燐寸が当該時期の物産の重要な輸出品として位置づけられていることは単に物産のみの問題としてではなく、日本資本主義の構造的特質とも関連して注目されなければならない。

この「諮問会議」においてはまた、大阪支店を燐寸取扱主店とし、海外支店においても燐寸取扱店の整理、統一をこない、組織の面においても燐寸取扱業務の発展に対応させた。

以上、当該時期の物産の燐寸取扱業の発展と明治三〇年代後半以降における物産の斯業に対する方針の展開についてみてきたのであるが、いうまでもなくその背景には、前節までに明らかにしたような物産の東アジア市場における燐寸販売の発展と、清商資本の駆逐による国内燐寸工業への支配力の拡大の意図があり、国際市場での発展はまた、物産の国内燐寸工業への進出をより積極化せしめるものであった。それは具体的には日本燐寸工業株式会社の設立としてあらわれるのであるが、それは明治三〇年代前半とは明らかに異なった性格をもつものであった。この点については以下、章を改めて検討することにしよう。

- (1) 『達』（明治三四、三五年） 物産六八。
- (2) 『会議書』（明治三五年） 物産一四九。
- (3) 『諮問会議事録』（明治三五年） 物産一九七ノ一 丁16ページ。
- (4) 『諮問会議事録』（明治三六年） 物産一九七ノ二 一〇六〜九ページ。
- (5) 『諮問会議事録』（明治四一年） 物産一九七ノ七 六八〜七〇ページ。
- (6) 『三井本社史』中巻 四八一ページ。

#### 四 形成期日本資本主義における商業資本の存在形態——むすびにかえて——

前章までに明らかにした如く、日本資本主義形成期における物産の燐寸取扱業は、東アジア市場での清商資本、ユダヤ資本、土着資本、欧州燐寸との激烈な競争を通じて発展していったのであるが、この物産の国際市場での展開は必然的に国内の燐寸工業への物産の進出を促進した。それは物産の国内燐寸工業の生産過程への介入をもたらし、その影響力を大きくしていくことになった。それは具体的には物産が一九〇七（明治四〇）年一月、神戸における有力な燐寸製造業者であった直木政之介、本多義知と提携して、設立した日本燐寸株式会社（資本金百万円）として実現した。物産と直木との関係はすでに、一八九五（明治二八）年に物産が直木の製品をシンガポール向直輸出をおこなったことに始まり、一八九八（明治三一）年七月には特約関係を結ぶにいたったことについてはすでにみてきたのであるが、他方、本多との間にも物産は特約関係を結び、その製造する硫黄燐寸はインド市場における物産の主要取扱商品であったことについてもすでにみたところである。東アジア燐寸市場における展開を通じて、物産は直木、本多との密接な関係をもつにいたつたのである。日本燐寸株式会社設立の計画が具体化するの是一九〇六（明治三九）年十一月のことである。すなわち一九〇六年十一月に、次のような「御願」<sup>①</sup>が大坂支店長より、本店重役宛に提出された。

御願

当店（大阪支店―引用者注）ニ於テ、輸出燐寸引合開始以来既ニ十有余年ヲ経過シ段々経営ノ手心ニ熟シ、商標ノ地盤漸ク固ク茲數年間著シク發展シ、本邦輸出総額ノ約五分ノ一、即一ヶ年取扱高二百万円ニ相違候、然ルニ今回取引先神戸市直木政之介、燐寸製造業拡張ノ為ニ他ニ率先シテ株式会社ヲ組織シ、直木全力ヲ挙ゲテ会社ヲ経営シ、専心製造ニ従事シ其製品ハ総テ当社ノ手ヲ經由シテ輸出スル計画相立テ、資本金ハ別紙目論見書ノ通り金一百万円トシ、総株式二万株（五〇円株金払込）ノ内一万株ハ直木氏ニ於テ、五千株ハ燐寸業者、軸木業者、其他関係ノモノニ於テ引受ケ、尚五千株ハ当社ニ引受ケラレ度旨交渉致来候、当店ニ於

テハ至極緊切ニシテ時宜ニ適シタルモノト存候間、特別ノ御詮議ヲ以テ右株式申入方交渉ニ応ゼラレ度此段奉願候也

明治三十九年十一月

重役御中

大阪支店長 藤野 亀之助

こうして、総株二万株中、五千株の引受けの許可を申請したのであるが、その理由は次のようなものであった。<sup>(2)</sup>

（理由）当社ノ燐寸商売ハ、製造家タル直木政之介氏等ト結托其取扱ニ丹精致シタル結果、近年長足ノ進歩ヲ呈シ本邦輸出総額ノ約五分ノ一、即チ二百万円内外ノ取扱高ニ相違シ来リ候処、将来現勢ヲ維持シ更ニ進シテ其伸張ヲ計ラントスルニハ、製造家トノ關係ヲ益密ニ致シ、一定ノ商標ヲ売払ムルコト喫緊要事ニ有之、之ヲ為スニハ常ニ品質良好、且不同ナキモノヲ輸出スルコト肝要ニ有之候間、此度直木氏等ニ於テ燐寸会社ヲ組織シ可成廉価ニ品質良好、且均一ノモノヲ製造セントスルノ計画アルニ際シ、当社モ其株式ヲ所有シ、同時ニ製品ノ一手販売ヲ引受ケ、大ニ燐寸輸出界ニ雄飛致度存意ニ御座候（傍点引用者）

すなわち、物産の燐寸取扱高は順調な伸びを示し、輸出総額の約五分の一を取扱うに至ったが「将来現勢ヲ維持シ更ニ進シテ其伸張ヲ計」るために「製造家トノ關係ヲ益密ニ致シ一定ノ商標ヲ売払ムル」ことが喫緊要事となったため、物産は日本燐寸株式会社の株式を所有し、その製品の一手販売権を得ようというのである。<sup>(3)</sup> ここには明らかに、明治三〇年代前半の大坂燐寸株式会社とは異なった側面をみることができる。それは生産過程への進出がより積極的であると同時に、何よりも日本燐寸株式会社そのものが、斯業においては抜きん出た大資本の企業であったという点である。

すなわち、一九一五（大正四）年においても阪神地方における燐寸工業は、「企業組織ノ上ヨリ、之ヲ見ルニ大阪ニアリテハ一ノ合資会社ヲ除キテハ他ハ殆ンド小規模ノ経営ナルガ、神戸ニアリテモ五十余名ノ業者中、個人経営四十三ヲ算シ、会社組織十一個ノ割合ナリ、業者者ノ信用状態ハ其一二有力ナルモノナキニアラザレドモ、大多数ハ普通以下ノ程度」であり、「会社組織ニアリテハ、大阪ニ於テハ資本金二十万円ノ公益合資会社ヲ最モ有力ナルモノトシ、神戸

第29表 明治41年中1万両以上輸出  
製造業者

数 量	製 造 業 者
97,650 <sup>函</sup>	日本燐寸製造株式会社
50,459	井上貞治郎（公益社）
44,523	滝川 弁三
43,789	良燧合資会社
16,848	奏 銀兵衛
12,475	日本紙軸製造合資会社
12,310	鷲尾 長三
10,164	増本藤次郎

出所) 河津通『本邦燐寸及砂礫論』19~20ページ。

ニ於テハ資本金一百万円ノ日本燐寸製造株式会社ヲ以テ最タルモノト<sup>(4)</sup>していたのである。日本燐寸株式会社は当該時期の燐寸工業においては並はずれた大資本であり、大規模経営だったのである。第二九表は一九〇八（明治四一）年中における一万箱以上輸出製造業者を示したものであるが、日本燐寸（製造）株式会社は圧倒的な生産高を示している。そして、その経営内容も、「神戸市直木政之介ノ経営ニ係ル燐寸工場並ニ營業権、商標ヲ買収シ之ニ新式ノ工場機械ヲ増設シ、総テノ原料（軸木、小函ノ印刷）製造ヲ直営シテ其経費ヲ節約シ、大ニ内外ニ販路ヲ拡張シ確實ニ相当ノ利得ヲ取得スル<sup>(5)</sup>」とあるごとく、機械化され、軸木製造から小函の印刷までもおこなうという、当時においては例外的な大資本経営であつたのである。さらに物産は、飯田義一と大阪支店燐寸掛主任の友野欽一の二人を取締役として送りこみ、その経営のイニシヤティブを掌握しようとした。かかる資本参加と人的支配による物産の日本燐寸株式会社支配こそ、独占移行期における物産の商業資本としての性格を如実に示すものであり、その支配は流通過程の独占によって、より強固なものとなつたのである。

こうして、物産が取引関係をもっていた燐寸業者は神戸においては直木、本多であり、大阪では井上貞治郎、土居亀太郎、兵庫では森忠次郎、広島では高坂義兵衛であつたが、いずれも有力な燐寸製造業者であつた。その結果、「他ニ競争者ハ滝川ト良燧社ノミ<sup>(6)</sup>」という状況となり、物産はわが国燐寸工業に対し、大きな影響力をもつにいたつたのである。それはまた、とりもなおさず、わが国燐寸工業において絶大な勢力をもっていた清



商資本の衰退をもたらすことになったのである。

以上、当該時期の物産の燐寸取扱業の発展をわが国燐寸工業と国際市場との関連において捉え、その展開過程を明らかにしてきた。後進資本主義国として、列強資本主義諸国が帝国主義段階に突入する前夜段階において、漸く資本主義的生産様式の第一歩を踏みだした日本資本主義はそれ故に構造的な脆弱性を常に身にまもっていた。それは資本主義的機械工業の基礎たる生産手段・技術そのものを海外に依存せざるをえないというところにも端的にあらわれていた。しかしながらこのことは日本資本主義の構造を二つの面において規定することになった。第一は主要な生産手段・技術を海外に依存したために、その資金獲得のために、軽工業たる繊維産業や石炭産業の如き「原始的産業」が重要な輸出産業として位置づけられたのである。また、本稿でみてきた如く、燐寸工業に代表される「雑貨業」もこれらとは若干異なるとはいえ、重要な輸出産業としての役割を果たしたのである。第二は生産部門に対する金融、流通部門の肥大化の構造の創出である。とくに国内市場の狭溢性とその地理的条件とあいまって、流通、運輸部門が極めて大きな比重を占めていた。本稿でみた燐寸工業と物産の関係は、まさにこうした日本資本主義の構造的な特質と密接に関連していた。すなわち、燐寸工業の如く、その創業の初発から輸出産業として性格づけられた産業部門では、国際市場における展開によって、国内の生産構造が強く規定されるという側面をもっていた。しかしながら、わが国の燐寸工業は清商資本によって、強く支配されるという固有の問題をもっていたのである。従って、斯業に対する物産の進出は必然的に、これらの清商資本との激しい競争を通じてなされねばならなかった。物産の斯業への進出は、清商資本への従属構造をもつわが国燐寸工業の自立化を促進させる役割を果たしたのである。また、国際的商品として国際市場の動向に強く規定された燐寸輸出は、仕向地における土着資本との激しい競争をも余儀なくされた。こうした燐寸工業を取りまく諸条件の中で、物産の燐寸取扱業は展開していくことになるのであるが、物産の国際市場における燐寸取扱業の発展はまた、物産の国

内燐寸工業への介入を必然化するものであった。換言すれば、物産は燐寸輸出を通じて、国内燐寸工業と国際的市場との媒介環としての役割を果たしたのであり、そこにまさに、形成期日本資本主義における国内の生産構造と資本主義世界市場との結節点に位置した商業資本の固有な存在形態をみることができるのである。

(1) 『管理部会議案』(明治三九・四〇年) 物産一三〇。

(2) 同右所収。

(3) 一九〇七(明治四〇)年七月の「諮問会議」においては、該社設立の目的をつぎのようにのべている

神戸ニ於テハ、此度日本燐寸製造株式会社(日本燐寸株式会社のこと―引用者注)ナルモノ直木ヲ中心トシ、三井ニ於テモ大株主トナリテ組織セルカ、要スルニ此会社ハ海外輸出燐寸ノ根底ヲ作ル目的ナルヲ以テ、海外ノ販路発達スルニ從ヒ、此会社モ尚ホ發展セシムルヘキ余地充分ナレハ、是亦我社商売上間接ノ機関トシテ數フルコトヲ得ベシ『諮問会議事録』(明治四〇年) 物産一九七ノ六 一〇(一―ページ)。

(4) 以上については日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編 第二十四卷 三一八ページ参照。

(5) 『管理部会議案』(明治三九・四〇年) 物産一三〇。

(6) 『諮問会議事録』(明治三七年) 物産一九七ノ二 一〇四ページ。

(付記) 本稿は筆者の修士論文の一部を加筆、補正したものであるが、本稿作成においては研究会、その他の機会に三井文庫の方々から有益な助言をいただいた。また資料閲覧についても種々の御便宜をえた。末筆ではあるが、記して、感謝の意を表わしたいと思う。

(一九七二年八月)